

「安全・安心の未来都市」の実現に向けて（安心・協働・共生分野）事業評価一覧（令和元年度に実施した事業）

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
路上喫煙対策事業	Ⅲ-10	交通安全対策の充実		路上喫煙による歩行者の被害防止対策の推進	市民、本市の来訪者	<ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙対策を踏まえた、指定喫煙所の取扱いの整理 ・路上喫煙等防止看板の修繕 ・指導員や広報紙等を通じた、条例の周知や喫煙マナーの啓発 	計画どおり	1,811	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 条例の周知啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の周知啓発については、これまでの過料徴収の多い場所や通行量を踏まえ、条例指導員による巡回のほか、路面標示や啓発看板による周知などにより、路上喫煙等による被害の防止対策を推進した。 ・改正健康増進法や市有施設への対応方針を踏まえ、関係機関と連携し、指定喫煙所の取扱いを整理した。利用者への影響を考慮し、十分な周知期間を設け、広く周知した結果、指定喫煙所廃止に係る苦情は3件のみと少なく済ませることができた。 ・引き続き、条例指導員が巡回するなどして、条例周知を行い、路上喫煙等による被害の防止対策を推進していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針: 関係課と連携した啓発活動の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、条例指導員の巡回等による条例周知を行うとともに、違反者に対しては、今後違反行為をしないよう条例の周知や助言を行っていく。 	
衛生施設整備事業	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		斎場の整備及び霊園の保全	斎場及び霊園の利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・斎場の整備 ・霊園の保全 	計画どおり	330,424	T5		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 斎場整備費用の支払及び霊園保全要否の把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・斎場整備費用について、支払計画に基づき支払いを行い、また、霊園については、保全要否の状況の把握を行った。 ・霊園においては、利用者が安全・安心に利用できるよう、保全が必要な箇所を把握する必要がある。 <p>【②今後の取組方針: 霊園保全要否の把握・対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・霊園については、利用者が安全・安心に利用できるよう、指定管理者と連携し、保全が必要な箇所を把握し、適切に対応していく。 	
霊園建設事業	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		市民の墓地需要に見合った安定的な墓地供給	墓地を必要としている市民	<ul style="list-style-type: none"> ・霊園の整備 	計画どおり	97,411	H4		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 墓地の安定的な供給】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・墓地の需給状況に応じた整備を実施し、市民に墓地を安定的に供給することができた。 ・市民に墓地を安定的に供給できるよう、市民ニーズを把握する必要がある。 <p>【②今後の取組方針: 市民ニーズに対応した墓地の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市民ニーズに対応した墓地を安定的に整備していく。 	
交通安全運動の推進	Ⅲ-10	交通安全対策の充実		市民一人ひとりの交通安全意識の高揚	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・年3回の交通安全運動や普及啓発活動の実施 	計画どおり	665	S45	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故の減少に向け、地域等と連携しながら、春、秋、年末の交通事故が増加する時期に合わせて、子どもや高校生、高齢者に重点を置いたスローガンのもと、効果的に交通安全運動を実施するとともに、飲酒運転根絶に向け、交通安全教室など様々な機会を捉えながら、GRリボンを活用した啓発を行うことにより、市民の交通安全に対する意識の高揚を図ることができた。 ・引き続き、効果的な交通安全運動等の実施により、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図っていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針: 地域等と連携した交通安全の普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全運動期間に、地域や警察、学校等と連携しながら、街頭活動等を実施していくとともに、GRリボンを活用しながら飲酒運転根絶をPRしていく。 	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
交通安全教育	Ⅲ-10	交通安全対策の充実	戦略事業	交通ルールの遵守 及び交通マナーの 向上	市民	幼児から高齢者までの各年 代に応じた交通安全教室の 開催	計画 どおり	3,175	S49		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):交通ルールの遵守及び交通マナーの向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児から高齢者までを対象として、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行うとともに、市内の中学校・高校と連携し、入学に伴い不慣れな道路を通行する中学校・高校1年生に対する自転車安全利用チャレンスを活用した教育を実施することにより、交通ルールの遵守やマナーの向上につなげることができた。 ・新たに民間企業と連携しながら、中高生や高齢者を対象とした交通安全教室を開催したほか、チャレンスを活用した自転車走行空間の理解促進に取り組むことができた。 ・引き続き、交通安全教育の充実に努め、市民の交通ルール遵守、マナー向上を図っていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:民間企業と連携した教室開催と段階的・体系的交通安全教育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業と連携した交通安全教室を開催するとともに、関係団体等と意見交換を行いながら各世代の特性に応じた教育を行い、交通ルール遵守、マナー向上を図っていく。 	
交通指導員制度	Ⅲ-10	交通安全対策の充実		通学路における安全確保	児童等	通学路における交通指導員の立哨活動	計画 どおり	2,759	S45		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):交通指導員の配置による通学路の安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通指導員の立哨活動により、毎日の登校時における児童の交通安全が確保されるよう、関係機関と連携を図りながら、交通指導員の適正配置や資質の向上に努め、通学路における安全の確保に寄与した。 ・引き続き、危険箇所に通交通指導員を適正に配置することで、通学路における交通事故を防止する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:交通指導員の適正配置と資質向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通環境の変化や通学路合同点検の結果などを踏まえながら、交通指導員の適正配置に努めるとともに、研修会の開催により交通指導員の資質の向上を図っていく。 	
交通安全推進協議会連合会補助金	Ⅲ-10	交通安全対策の充実		地域における交通安全意識の高揚	交通安全推進協議会連合会	補助金の交付	計画 どおり	1,756	S57		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):地域における交通安全意識の高揚】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の交通安全活動の中核的な役割を担う交通安全推進協議会が実施している交通安全啓発看板の設置やストップマーク貼付、交通安全教室の開催等に対して支援を行うことにより、地域の交通安全団体の自主的な活動を促進することができた。 ・引き続き、団体が効果的に事業を実施できるよう継続的に支援を行う必要がある。 <p>【②今後の取組方針:交通安全推進協議会主催事業への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全推進協議会主催事業の支援を行い、地域の交通安全活動の充実に努めていく。 	
交通指導員連絡協議会補助金	Ⅲ-10	交通安全対策の充実		通学路における安全確保	交通指導員連絡協議会	補助金の交付	計画 どおり	440	S45		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):通学路における安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通指導員の資質向上を目的とした研修会の開催や、地域等で活用してもらう横断旗の作成・配布など、交通指導員連絡協議会が実施する事業に対し支援を行うことにより、児童を中心とした歩行者の安全確保を図ることができた。 ・引き続き、団体が効果的に事業を実施できるよう継続的に支援を行う必要がある。 <p>【②今後の取組方針:交通指導員連絡協議会主催事業への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通指導員連絡協議会主催事業の支援を行い、会員活動の活性化や資質向上を図っていく。 	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
交通事故多発地点の安全性向上事業	Ⅲ-10	交通安全対策の充実		交通事故多発地点における安全性の向上	市道路利用者	交通事故多発地点における交通安全対策の実施	計画 どおり	746	H23		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):交通事故多発地点における安全性の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通事故多発地点(平成24～27年)6箇所の対策が完了し、安全性の向上を図ることができた。 交通死亡事故が起きた際の現場診断や、通学路合同点検のほか、新たに保育施設等の合同点検に参加し、看板設置等の対応を行うことができた。 引き続き、対策後の交通事故発生状況の推移を見ながら対策の効果検証を行う必要がある。 <p>【②今後の取組方針:対策後の効果検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対策後の交通事故の発生状況の推移を踏まえ、さらなる対策の必要性を検討していく。 	
防犯灯設置等・管理補助金	Ⅲ-10	防犯対策の充実		自治会等が行う防犯灯の設置・維持管理の支援	自治会等	・補助金の交付(LED化に対する設置補助金の上乗せ補助・電気料相当分等の管理費補助)	計画 どおり	185.336	S42		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):LED化率の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> LED防犯灯の設置割合(LED化率)が前年度の85.5%から91.9%となり、LED化が着実に進んでいる。また、適正な補助金の支出により自治会等の活動を支援し、地域における防犯環境整備の向上に寄与した。 なお、LED化率が90%を超え、初期の目的を一定程度達成した状況にあり、現行のLED化への上乗せ補助制度の見直しについて検討する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:LED化の促進と補助制度の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> LED化の進捗が遅い自治会等に対してヒアリングを行いLED化を促進するとともに、現行の上乗せ補助制度の見直しについて、宇都宮市自治会連合会と調整を図りながら検討していく。 	改善
防犯講習会開催事業	Ⅲ-10	防犯対策の充実		市民の防犯意識の高揚と防犯知識の普及	市民	・防犯活動指導員(警察官OB)による防犯講習会の開催	計画 どおり	662	H17		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):防犯講習会の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 老人会等を中心に幅広い世代に対して講習会を開催することにより、市民の防犯意識の高揚や防犯知識の普及につなげることができた。 さらに、女性や子ども、高齢者など犯罪情勢を捉えた啓発活動が必要である。 <p>【②今後の取組方針:防犯講習会の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、幅広い世代に対して講習会を開催するとともに、性犯罪や声掛け、つきまといなどの被害に遭う可能性が高い女性などを対象とした講習会の充実に取り組んでいく。 	拡大
暴力団排除対策事業	Ⅲ-10	防犯対策の充実		暴力団の排除に関する意識啓発の実施	市民	・青少年への啓発 ・暴力団の公の施設からの利用制限	計画 どおり	102	H23		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):青少年への教育の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内の中学3年生に対してリーフレットを配布することにより、早期の暴力団排除に関する意識の高揚を図ることができた。 引き続き、暴力団の排除に関する意識の高揚のため、継続的な啓発活動が必要である。 <p>【②今後の取組方針:市民への広報や青少年への教育等の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 暴力団の排除に関する施策の推進のため、警察及び関係団体等と連携し、市民への広報に努めるとともに、青少年への教育等を実施していく。 	
地域防犯活動促進事業	Ⅲ-10	防犯対策の充実		地域住民による継続的な自主防犯活動の実施支援	・市民 ・事業者	・地域防犯ネットワーク連絡会議の開催 ・全市一斉防犯活動の推進	計画 どおり	104	H17		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):連絡会議の開催及び環境点検活動の実施支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域・警察・市が参加し相互の活動情報を共有化する「地域防犯ネットワーク連絡会議」を開催し、自主防犯団体の横のつながりの強化に努めた。また、地域まちづくり組織が中心となり、地域における防犯上の問題箇所などの点検活動を行う「環境点検活動」について、実施支援に取り組むとともに、地域の実情に応じた活動となるよう実施時期の調整を行ったことから、地域における防犯意識の高揚と活動を行いやすい環境整備を図ることができた。 引き続き、地域住民による自主防犯活動の実施にあたっては、継続的な支援が必要である。 <p>【②今後の取組方針:自主防犯活動への継続的な支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民による自主防犯活動の実施を支援するため、警察や防犯活動団体等と連携を図りながら、連絡会議の開催や環境点検活動等の取組支援に取り組んでいく。 	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
宇都宮防犯協会負担金	Ⅲ-10	防犯対策の充実		宇都宮防犯協会の 運営支援	宇都宮防犯協会	・負担金の交付 ・協会の運営	計画 どおり	9,738	S63		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):宇都宮防犯協会の運営支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担金を交付するほか、市内の全小学校1年生への防犯ブザーの配付や、「地域安全のつどい」の開催を支援するなど、団体の安定的な運営を支援することにより、地域防犯活動の推進に寄与した。 ・引き続き、団体の適正な運営につき、継続的な支援を行う必要がある。 <p>【②今後の取組方針:継続した宇都宮防犯協会に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域安全のつどい」の運営や地区防犯協会との連携など、協会の運営を支援していく。 	
(公社)被害者支援センターとちぎ負担金	Ⅲ-10	防犯対策の充実		被害者支援セン ターとちぎの運営支 援	(公社)被害者支援 センターとちぎ	・負担金の交付 ・パネル展開催の支援	計画 どおり	1,051	H17		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):被害者支援センターの運営支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担金を交付するほか、市民ホールや南図書館でのパネル展の開催を支援するなど、団体の安定的な運営を支援することにより、犯罪被害者の理解促進に寄与した。 ・引き続き、団体の適正な運営につき、継続的な支援を行う必要がある。 <p>【②今後の取組方針:継続した被害者支援センターとちぎに対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等に対する相談業務等や犯罪被害者パネル展の開催など、センターの運営を支援していく。 	
幼児対象誘拐防止巡回指導負担金	Ⅲ-10	防犯対策の充実		栃木県防犯協会が 行う幼児対象誘拐 防止巡回指導に対 する活動支援	(公社)栃木県防犯 協会	・負担金の交付	計画 どおり	1,804	H5		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):栃木県防犯協会が実施する事業の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担金を交付し、幼児誘拐防止巡回指導が実施されたことにより、児童・幼児や保護者に対する防犯意識の高揚を図ることができた。 ・引き続き、団体が効果的に事業を実施できるよう、継続的な支援を行う必要がある。 <p>【②今後の取組方針:継続した栃木県防犯協会に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児・児童に対する幼児誘拐防止教育車(まもるごう)による巡回指導など、協会の活動を支援していく。 	
防犯カメラ設置等・管理補助金	Ⅲ-10	防犯対策の充実		自治会や連合自治 会が行う防犯カメラ の設置・維持管理 の支援	自治会等	・補助金の交付(設置工事費 等の補助・電気料相当分等 の管理費補助)	計画 どおり	12,757	H27		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適切な設置・運用支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに18団体44台の防犯カメラ設置が進み、地域の自主防犯活動を補完する取組が推進されたことにより、地域における防犯環境整備の向上に寄与した。 ・なお、防犯カメラは犯罪の未然防止等に効果が期待できるため、より一層の普及に向けた支援を行う必要がある。 <p>【②今後の取組方針:地域における設置促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置等補助金について、時限的な補助率の上乗せを行い、地域における防犯カメラ設置促進に取り組んでいく。 	拡大
消費生活相談事業	Ⅲ-10	消費生活の向上		消費者被害の救済	消費者	消費生活相談の実施	計画 どおり	545	S56	先駆的 トップクラス	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):複雑・多様化する相談に対応、災害等の発生に伴う相談に適切に対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等の研修に参加するとともに、外部講師による研修会や相談事例研究会を開催し、相談員の資質向上を図ったことにより、複雑・多様化する相談に対応することができた。 ・自然災害による被害や感染症拡大に関連した生活関連物資の不足や悪質商法等の発生に伴う相談に対し、国や県などの動向等の情報収集を迅速に行うことにより適切に対応することができた。 ・引き続き、最新のトラブル事例や相談傾向を把握していくとともに、災害等の発生時における国や県などの動向等の情報収集及び相談対応が必要である。 <p>【②今後の取組方針:相談員の資質の一層の向上、災害等の発生時における迅速な情報収集及び相談対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複雑・多様化する相談に対応するため、引き続き、関係機関等の研修に参加するとともに、外部講師による研修会などを実施し、相談員の資質の一層の向上を図っていくとともに、災害等の発生時における迅速な情報収集及び相談対応に努めていく。 	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
消費者教育・啓発事業	Ⅲ-10	消費生活の向上		消費生活の安全確保	消費者	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活出前講座の開催 親学出前講座の開催 家庭科副読本の配布 広報紙、新聞広告等による情報提供 	計画 どおり	4,013	S52	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】消費生活に関する最新の知識の普及や被害に遭わないための啓発、若年層への消費者教育の充実に向けた取組、災害等の発生時における消費生活情報の収集及び消費者への提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者月間やイベント等の様々な機会を捉えて啓発を行うとともに、高齢者や若者を対象とした出前講座の実施や広報紙、生活情報誌、新聞広告等の各種広報媒体を活用し、消費生活に関する最新の知識の普及や被害に遭わないための啓発を行った 令和4年からの成年年齢の引き下げに向けて、専門学校、大学へのアンケートを実施し、希望する出前講座の内容等を把握するとともに、新たに親学出前講座を実施し、若年層への消費者教育の充実に向けて取り組んだ。 自然災害による被害や感染症拡大に関連した生活関連物資等の状況や悪質商法等の事例などについて、国や県などの動向等の情報収集及び消費者への情報提供を行った。 引き続き、消費者月間やイベント等の様々な機会を捉えた啓発や若年層への消費者教育を行うとともに、災害等の発生時における消費生活情報の収集及び提供を行っていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針】様々な機会を捉えた啓発事業の実施、若年層への消費者教育の実施、災害等の発生時における国や県などの動向等の情報収集及び消費者への提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、消費者月間やイベント等の様々な機会を捉えた啓発を行うとともに、出前講座の実施や各種広報媒体を活用した啓発を行っていく。 専門学校、大学への出前講座について、アンケートの結果を反映させながら実施するとともに、親学出前講座についても継続して取り組み、若年層への消費者教育を実施していく。 引き続き、災害等の発生時において、生活関連物資等の状況や悪質商法等の事例などについて、国や県などの動向等の情報収集及び消費者への情報提供を行っていく。 		
消費者取引適正化事業	Ⅲ-10	消費生活の向上		消費者の生命・身体・財産の安全確保	三法に規定された製品を扱う販売業者	家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法に基づく立入検査の実施	計画 どおり	24	H12	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】立入検査の実施による商品の取引状況の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者の被害防止を図るため、法令に基づき、販売事業者に対して計画的かつ効率的に立入検査を実施し、特定された商品の取引状況について適正であることを確認した。 引き続き、計画的かつ効率的な立入検査を実施する必要がある。 <p>【②今後の取組方針】計画的かつ効率的な立入検査の実施と安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、計画的かつ効率的な立入検査を実施するとともに、法令及び条例に基づき、国や県と連携しながら消費者の安全確保に努めていく。 		
特殊詐欺対策事業	Ⅲ-10	消費生活の向上		特殊詐欺被害の未然防止	・消費者 ・事業者	<ul style="list-style-type: none"> 特殊詐欺撃退シールの配布 特殊詐欺啓発チラシの配布 「特殊詐欺被害防止協力店登録事業」の実施 	計画 どおり	604	H28	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】啓発チラシ等の配布や「特殊詐欺被害防止協力店」との連携による消費者への啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特殊詐欺撃退シールや啓発チラシを消費者に配布するとともに、「特殊詐欺被害防止協力店」へ特殊詐欺に関する情報提供を行うなど、協力店と連携した消費者への啓発を実施した。 引き続き、特殊詐欺被害防止協力店との連携により、被害の未然防止を図る必要がある。 <p>【②今後の取組方針】特殊詐欺被害防止協力店と連携した被害の未然防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、「特殊詐欺被害防止協力店」へ特殊詐欺に関する情報提供を行うなど、協力店と連携した被害の未然防止に向けた取組を行っていく。 		

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
特殊詐欺退避機器等購入費補助金	Ⅲ-10	消費生活の向上		特殊詐欺被害の未然防止	・65歳以上の市民	・特殊詐欺退避機器を購入・設置する費用に対し補助金を交付	計画どおり	6,040	R1		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):「特殊詐欺退避機器購入費補助事業」の普及促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、ホームページ等の各種媒体による広報・周知や、電気店、特殊詐欺被害防止協力店等への協力依頼、民生委員・児童委員等への周知により、「特殊詐欺退避機器購入費補助事業」の普及促進を図り、目標400件を上回る交付件数となった。 ・引き続き、特殊詐欺退避機器の更なる普及・促進を図る必要がある。 <p>【②今後の取組方針:関係機関・団体との連携による「特殊詐欺退避機器購入費補助事業」の更なる普及・促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「特殊詐欺退避機器購入費補助事業」について、地域や警察、事業者等の関係機関・団体と連携しながら周知し、機器の更なる普及・促進を図っていく。 	
計量器定期検査事業	Ⅲ-10	消費生活の向上		適正な計量の推進	計量による取引・証明を行う事業者	計量法に基づく定期検査の実施	計画どおり	883	S28		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):定期検査等の適正な実施による計量器の性能の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な計量は、適正な商取引の基本であり、健康管理や快適な環境維持など大切な役割を果たしていることから、定期検査や立入検査を実施し、計量器の性能の確認をした。 ・引き続き、定期検査や立入検査を適正に実施していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:継続した定期検査や立入検査の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、定期検査や立入検査を適正に実施し、計量器の不具合により消費者が不利益を被ることがないよう、検査で不合格になった計量器については、修理状況の確認を徹底していく。 	
食品衛生検査施設信頼性確保	Ⅲ-10	4 食品安全性の向上		食品衛生検査施設における信頼性の確保	衛生環境試験所・食肉衛生検査所	・食品衛生法に基づき、食品衛生検査施設に対し、内部点検及び外部精度管理調査を実施	計画どおり	236	H9		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):食品衛生検査施設の検査データ等の信頼性確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生検査施設の定期的な内部点検により構造設備の管理及び各種書類の記載等が適切に行われていることを確認し、第三者機関による外部精度管理調査により検査データの信頼性を確保できた。 <p>【②今後の取組方針:食品衛生検査施設の信頼性確保業務の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政処分等に係る検査の信頼性を担保するため、食品衛生検査施設に対し、検査等の業務管理について定期的な内部点検を行うとともに、外部及び内部精度管理調査を実施させ検査精度の確保を図る。 	
家庭用品検査	Ⅲ-10	3 消費生活の向上		乳幼児衣類等の家庭用品における健康被害の未然防止	家庭用品を製造又は販売する事業者	・有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、乳幼児衣料品等を試買し、ホルムアルデヒド等の有害物質の含有状況を検査	計画どおり	31	H10		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):乳幼児衣類や家庭用エアゾル製品など家庭用品の有害物質の検査実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 皮膚刺激に敏感な乳幼児への健康被害防止対策に重点をおいた乳幼児衣類や家庭用エアゾル製品の試買検査を実施し、全てについて有害物質が基準値未満であることを確認できた。 <p>【②今後の取組方針:家庭用品の試買検査の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭用品における健康被害の未然防止のため、乳幼児衣料品等に含有する有害物質を計画的に試買検査し、家庭用品の安全性を確保する。 	
食品衛生監視指導業務	Ⅲ-10	食品安全性の向上		食品の安全確保の推進	食品営業施設及び学校、病院、社会福祉施設等の集団給食施設	・食品営業施設等の監視及び収去検査(食品抜き取り検査)	計画どおり	2,679	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):監視指導・収去検査の効果的な実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品営業施設の監視を食品衛生監視指導計画に基づき危害度別に実施することにより、市内発生した食中毒を2件に抑えたとともに、市内流通食品等の収去検査を実施することにより、不良食品を排除し、食品の安全確保が図られた。 <p>【②今後の取組方針:効果的な監視及び収去の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更なる食品の安全確保の推進のために、近年、多発しているアニサキス食中毒や大規模食中毒事件となることが多いノロウイルス食中毒対策として、発生リスクの高い鮮魚介類取扱施設や大規模イベントに関連する宿泊施設及び弁当製造施設を対象として重点的な監視指導を実施する。 	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
食品健康危害防止対策	Ⅲ-10	食品安全性の向上		HACCPによる衛生管理の導入促進	食品等事業者	・HACCPによる衛生管理の推進	計画どおり	2,682	H17		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): HACCP導入の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模事業者対象にHACCPサポートセミナーの開催等により、導入済施設が49施設となった。また、小規模事業者を対象にHACCP業種別説明会等を開催し、約半数の4,299事業者に導入支援ができた。今後、原則として全ての食品事業者へHACCPに沿った衛生管理が義務化され、1年間の経過措置を経て令和3年6月に完全施行となることから、円滑に導入できるよう支援することが課題である。 <p>【②今後の取組方針: 全ての食品等事業者へのHACCP導入の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての食品等事業者にHACCPによる衛生管理の導入を促進するために、引き続き大規模事業者及び小規模事業者を対象とした説明会等を開催する。また、HACCP導入済施設に対して、監視指導を実施する。 	
自主管理体制の強化推進事業	Ⅲ-10	食品安全性の向上		食品等事業者の自主衛生管理の向上	食品等事業者	・食品衛生協会と連携した巡回指導等の実施	計画どおり	3,745	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 食品衛生協会と連携した巡回指導等の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生協会と連携した巡回指導等を実施するとともに、食品営業施設における衛生水準の向上を図り、HACCPの普及を一層推進するため、巡回指導にあたる食品衛生指導員等に対する研修会等を開催することにより、事業者の自主衛生管理の向上が図られた。 <p>【②今後の取組方針: 食品衛生協会との連携した食品関連事業者の自主衛生管理の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者へHACCPの考え方などの理解を促進し、自主衛生管理の向上を図るため、引き続き、食品衛生協会と連携し、食品衛生指導員により巡回指導を実施する。 	
食品安全知識普及啓発事業	Ⅲ-10	食品安全性の向上		食品安全に関する情報提供の推進	市民	・ホームページや情報誌への食品安全情報の掲載 ・出前講座、手洗い教室、食品安全フェア、消費者教室、親子食品安全教室、食品安全講演会、食品安全セミナーの開催	計画どおり	684	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 食品安全情報の発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや情報誌を活用した食品安全情報の発信のほか、イベントを開催し、食に関する正しい情報を提供することにより、食への安全意識が高まったとの意見もあり、食品安全に関する情報提供の推進が図られた。また、食品衛生協会(手洗いマイスター)と連携した小中学生対象の手洗い教室では、手洗いの重要性について理解が得られた。 <p>【②今後の取組方針: 市民への衛生知識の普及啓発の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更なる食品安全に関する情報提供の推進のために、引き続き出前講座等を開催するほか、新たに手洗い教室の対象者を保護者に広げ、適切な手洗いの啓発及び食中毒予防などの講習会を開催する。 	
生活衛生関係施設の監視・指導	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		施設の衛生状況等の改善	生活衛生関係施設(理美容、クリーニング、旅館、公衆浴場、興行場)の設置者	施設の衛生状態の確認及び指導の実施	計画どおり	271	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 監視・指導の定期的実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生関係施設の監視を計画的に実施することにより、施設の適切な衛生状況等の確認が図られた。 <p>【②今後の取組方針: 衛生的な生活環境の確保の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の快適で衛生的な生活環境を確保するため、引き続き、営業施設の監視・指導を計画的に実施する。 	
水道施設に対する監視・指導	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		施設の衛生状況等の改善	専用水道、簡易専用水道、小規模水道、小規模貯水槽水道、飲用井戸の設置者	水道施設の衛生状態及び水道水質の確認及び指導の実施	計画どおり	91	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 監視・指導の定期的実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の監視を計画的に実施することにより、施設の適切な衛生状況等の確認が図られたが、設置者による自主的な法定検査が必要な簡易専用水道について、受検率向上が課題となっている。 <p>【②今後の取組方針: 飲料水の安全確保の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の安全確保を図るため、引き続き、水道施設の監視・指導を定期的実施するとともに、簡易専用水道の設置者による法定検査の受検率の向上に向けて、法定検査の実施の実態を調査し、未受検施設の指導により受検を促す。 	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
建築物の衛生的環境の 確保対策事業	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		建築物の衛生的環境の確保	特定建築物(大規模建築物)、建築物の衛生管理にかかる清掃業者・水質検査業者・貯水槽清掃業者等の登録業者	特定建築物の衛生状態、冷却塔のレジオネラ属菌の検査及び登録業者の機器の保管状況等の確認	計画 どおり	161	H8		【①昨年度の評価(成果や課題)】立入検査、報告の徴収の実施 ・特定建築物の監視を計画的に実施することにより、施設の適切な衛生的環境を確保するとともに、冷却塔のレジオネラ検査により、衛生環境の維持・向上が図られた。 【②今後の取組方針】特定建築物の衛生的環境の維持、向上 ・特定建築物の衛生的環境の確保のため、引き続き、施設の監視・指導やレジオネラ検査等を計画的に実施する。	
衛生害虫に関する指導・ 啓発事業	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		衛生害虫による事故の防止	市民及び市内に土地・家屋を所有している者または管理者	衛生害虫の駆除依頼及び衛生害虫相談室の紹介	計画 どおり	297	H8		【①昨年度の評価(成果や課題)】衛生害虫の知識の普及啓発による感染症や事故の防止 ・市民等へ市ホームページ等を活用して蚊・毛虫・ハチなどの衛生害虫の知識を普及啓発することにより、前年度より相談件数が減少し衛生害虫による事故防止が図られた。 【②今後の取組方針】所有者等による自主的な衛生害虫の駆除の推進 ・衛生害虫による事故防止や蚊媒介感染症対応のために、引き続き、衛生害虫の知識の普及啓発に加え、苦情相談があった土地・家屋については現地確認し、必要に応じてその所有者や管理者に対し、自主管理を促す。	
飼えなくなった犬猫などの 引き取り	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		犬猫の引取り数の削減	飼えなくなった犬、猫等及びその飼い主	飼えなくなった犬、猫等の引取り及び終生飼養の普及啓発	計画 どおり	8,533	H11		【①昨年度の評価(成果や課題)】適正飼養、終生飼養の普及啓発による引取り数の削減 ・機会を捕えて、犬猫の飼い主への適正飼養、終生飼養の普及啓発を実施したが、多頭飼育事例が複数発生し、引取り数は増加した。 【②今後の取組方針】飼い主への適正飼養、終生飼養の啓発の推進 ・犬猫の引取り数の削減のために、引き続き、適正飼養、終生飼養の普及啓発を実施する。	
飼い犬等の不妊手術費 補助金	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		犬猫の繁殖制限の推進	不妊手術を受けた犬・猫の飼い主	不妊手術費に対する助成金の交付	計画 どおり	5,700	H7		【①昨年度の評価(成果や課題)】適正飼養の意識の醸成と不妊手術の周知 ・犬猫の飼い主への繁殖制限などの適正飼養意識を醸成し、不妊手術費に対する補助制度を周知することにより、申請に応じた助成が適切に行われ、繁殖制限の推進が図られた。 【②今後の取組方針】助成制度の利用促進の推進 ・犬猫の繁殖制限の推進のために、引き続き、適正飼養の意識を高めるとともに助成制度を周知し、継続的に補助を実施する。	
栃木県動物愛護フェス ティバル開催負担金	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		動物愛護思想の普及 啓発の推進	市民	動物愛護フェスティバルの共催	計画 どおり	400	H8		【①昨年度の評価(成果や課題)】動物愛護思想の普及啓発 ・動物愛護フェスティバルを栃木県や県獣医師会と連携して開催し、多くの市民が当該イベントに参加することにより、動物愛護思想の普及啓発の推進が図られた。 【②今後の取組方針】関係機関等と連携した効果的な啓発 ・動物愛護思想の普及啓発の推進のために、引き続き、関係機関等と連携して効果的に動物愛護フェスティバルを実施する。	
狂犬病予防対策	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		狂犬病発生による健康被害の防止	犬(野犬・飼い犬)及び犬の飼い主	犬の登録、狂犬病予防注射の促進及び野犬の捕獲	計画 どおり	30,805	H8		【①昨年度の評価(成果や課題)】予防接種等の促進と犬の捕獲の実施 ・飼い主への適正飼養の啓発等による犬の登録や狂犬病予防注射の促進のほか、野犬を捕獲することにより、狂犬病発生による健康被害の防止が図られたが、予防注射頭数は減少しており、予防注射の実施率の向上が課題となっている。 【②今後の取組方針】狂犬病予防接種率の向上の推進 ・狂犬病発生による健康被害の防止のために、引き続き、適正飼養の啓発を行い、犬の登録、予防注射の実施を促進するとともに、市内の徘徊犬の捕獲を実施する。	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
動物愛護推進事業	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		動物愛護思想の普及啓発及び収容動物の譲渡の推進	市民	リーフレット等の配布、各種講習会の実施及び譲渡動物情報の周知	計画どおり	1,226	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):動物愛護思想の普及啓発と収容動物の譲渡促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民へ各種講習会等を計画的に実施することにより、動物愛護思想の普及啓発が図られた。また、関係機関等との譲渡会の開催やミルクボランティア事業(市内の提携動物病院で生まれてまもない子猫を譲渡可能な大きさまで育ててもらう取組)により、譲渡の促進が図られた。 総合防災訓練を通じ、飼い主が自らの責任のもと、適切にペットと同行避難するなど発災時に対応できるよう、フードの備蓄や、ケージ等の使用に慣れさせておくなど、日頃からの備えについて、啓発を実施した。 <p>【②今後の取組方針:関係者と連携した動物愛護の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 動物愛護思想の普及啓発と収容動物の譲渡を推進し犬猫の殺処分を減少させるために、引き続き、リーフレット等の配布や各種講習会を実施するほか、関係機関と連携し定期的な譲渡会開催や、ミルクボランティア事業を円滑に実施する。 市主催の総合防災訓練に参加し、ペットのしつけや健康管理、備蓄品など普及啓発を実施するとともに、獣医師会や推進員にも参加協力を依頼し、災害時に円滑に連携できるよう、実施方法を検討する。 令和3年度の動物愛護管理施設増設・現有施設改修工事に向け、建築課と必要な設備の配置などを具体的に協議し実施設計に反映させるとともに、政策審議室や財政課と協議して実施計画のローリングや予算要求を適切に行う。また、県と協議して工事期間中の犬猫の保管場所の確保と譲渡事業の継続を適正に行う。 	
負傷動物の収容	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		所有者等への返還、譲渡等による当該犬猫の生存の機会拡大	負傷または疾病にかかった動物(犬、猫等)	動物の収容及び応急処置	計画どおり	392	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):負傷動物の収容と応急処置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共の場で疾病にかかったり、負傷した犬猫等の動物の収容や応急措置をすることにより、所有者等への返還や譲渡等による当該犬猫の生存の機会の拡大が図られた。 <p>【②今後の取組方針:負傷動物の収容等の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 所有者等への返還、譲渡等による当該犬猫の生存の機会の拡大のために、引き続き、負傷または疾病にかかった動物を適切に収容し、必要に応じて応急処置を実施する。 	
食品衛生検査事務	Ⅲ-10	食品の安全性の向上		食品衛生の安全性確保に係る行政指導に必要な検査データの提供	・食品衛生対策所 管課	・食品の安全性を確認するための検査の実施とデータ提供	計画どおり	16,294	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):食品衛生検査の項目拡充及び精度の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農産物中の残留農薬の効率的な検査法を確立し、検査項目を拡充するとともに、食品中の細菌や添加物等の基準適合検査等について、迅速かつ正確に実施し、依頼課の食品安全確保対策を円滑に支援することにより、市内の食品の安全性の確保が図られた。また、植物性自然毒等の検査法の検討に取り組み、学会で発表するなど、調査研究を推進することにより、検査精度の向上が図られた。 <p>【②今後の取組方針:試験検査の充実と調査研究の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品安全確保に係る行政指導に必要な検査データを円滑に提供できるよう、昨年度、策定した、衛生環境試験所運営計画(令和2年度～6年度)に基づき、検査項目の拡充を図るとともに、E型肝炎ウイルス検査法の確立や植物性自然毒の一斉分析法を検討するなど、調査研究に取り組んでいく。 	
食肉衛生検査業務	Ⅲ-10	食品の安全性の向上		安全・安心な食肉の提供		<ul style="list-style-type: none"> と畜場で定められたと畜検査(BSE検査を含む)の実施 食中毒菌等による食肉の汚染を防ぐための衛生検査の実施 食品衛生法に基づく動物用医薬品等残留有害物質検査の実施 	計画どおり	7,959	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適正なと畜検査等の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> と畜される全頭に対し適正にと畜検査を実施することにより、安全な食肉の提供が図られた。 と畜場の移転に伴い、食肉衛生検査所が用途廃止となったため、令和元年度をもって事業完了。 	廃止 ・ 終了

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
自転車放置防止対策事業	Ⅲ-10	交通安全対策の充実		適切な道路通行空間の確保	市民、自転車利用者	・駐輪場の利用促進と放置禁止の周知 ・市内の自転車放置禁止区域・規制区域内の放置自転車撤去	計画 どおり	24,545	S63		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):放置防止指導の実施と駐輪場の利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放置防止指導や市内高等学校等への周知などにより、自転車の放置禁止区域等の周知及び駐輪場の利用促進を図った。 ・「即時撤去」を定期的に実施したことにより放置自転車の減少や返還率が向上した。 <p>【②今後の取組方針:放置禁止区域等周知及び適正化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、放置禁止区域内の通行空間の確保を図るため、概ね月1回の「即時撤去」を概ね月2回とし併せて周辺の駐輪場の案内を行うことで利用率の向上を図っていく。 ・放置禁止区域等について現況の把握に努めながら、実態に沿った対策を検討していく。 	
交通安全施設整備事業	Ⅲ-10	交通安全対策の充実		・交通事故の防止 ・通行の安全確保	市民、道路利用者	・交通安全施設の整備	計画 どおり	126,199	S45		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):交通安全施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全上危険な箇所について、安心して歩行者や自動車が通行できるよう区画線の更新や道路反射鏡の設置など様々な交通安全施設の整備を実施した。 <p>【②今後の取組方針:計画的な交通安全施設整備の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も道路反射鏡の設置や区画線の更新等に加え、国から新たに示された「キッズゾーン設定」の安全対策について、通学路合同点検等の結果や地域からの意見を踏まえながら、警察や学校などの関係機関と協議を行ったうえで、より効果的に整備していく。 	
集団広聴事業(まちづくり懇談会等)	Ⅲ-11	市民が主役のまちづくりを推進する		市民の市政への参画の促進	市民	地域まちづくり組織との共催による「まちづくり懇談会」や、軽食をとりながら気軽に市長と語りあう「市長とトーク」を実施する。	計画 どおり	325	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):懇談会内容の充実、多様な市民の参画促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団広聴事業としての提案・意見については、事業化につながるなど市政に反映されたものもあった。また、パワーポイント等の映像を活用した説明を行うことにより、参加者の満足度・理解度も高く、市民の市政への理解や参画を促進する事業として効果的であった。 ・今後とも、多様な市民の市政への参画が促進できるよう、実施方法等を充実していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:市政への理解・参画の促進に向けた効果的な実施手法の検討及び周知】</p> <p>これまでの取組を評価し、必要に応じて見直しを検討するとともに、多様な市民が参画できるよう、広報紙や市ホームページ等の既存の周知方法に加え、若年層の参加を促進するために学校へ直接働きかけを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、今年度のまちづくり懇談会は中止とした。他の集団広聴事業についても、感染状況を踏まえ判断するとしたところであり、安心して市政に参画できるよう、来年度以降の実施方法や感染防止策等について、地域の意見を伺いながら検討していく。 	
市政情報コールセンター事業	Ⅲ-11	市民が主役のまちづくりを推進する		市民サービスの向上	市民	市政情報に関する定型的な問い合わせに対応するコールセンターを設置。対応マニュアルとなる「よくある質問(FAQ)」等により、問い合わせに回答する。	計画 どおり	49	H23		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市民に提供する情報の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「よくある質問(FAQ)」については、コールセンターオペレーターが電話応対時に使用するほか、市ホームページ上で公開し市民も閲覧できることから、広報広聴主任者会議や全庁掲示板を活用し、FAQ作成課に対し適正管理を依頼した。 ・入電件数が増加する中、ワンストップ率は増加(前年度より1.5%増)しており、市民からの問い合わせに対し、適格かつ迅速に対応した。 <p>【②今後の取組方針:FAQの適正管理と内容の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすく充実した市政情報を提供するため、引き続き、市政情報コールセンターの円滑な運営を図る。 ・FAQの適正管理のほか、新規事業で問い合わせが多く寄せられると想定されるものについては、FAQの新規作成等について検討するよう、統一的な対応を図る。 	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
宮だより(ふれあい通信、市長へのメール、市長へのファクスなど)事業	Ⅲ-11	市民が主役のまちづくりを推進する		市民の市政への参画の促進	市民	ふれあい通信(手紙等)、市長へのFAX、市長への電子メールによる市民からの声を聴取する。	計画 どおり	6	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):迅速な対応・回答の実施、意見の公開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民が主役のまちづくりを実現するため、市民から寄せられた市政に対する意見等については、広報広聴主任者会議等を活用し、全庁的な協力を得ながら、迅速かつ丁寧に回答するとともに、多くの市民に市政を身近に感じてもらえるよう、施策に反映された意見等についてホームページ上に公開している。 <p>【②今後の取組方針:迅速な対応・回答等の継続的な実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後とも、寄せられた意見について迅速かつ丁寧に対応するとともに、寄せられた意見数等をまとめた「市民の声」や、多くの市民に影響のある意見・要望やそれに対する市の回答等について、市ホームページで周知していく。 	
パブリックコメント制度	Ⅲ-11	市民が主役のまちづくりを推進する		市民の姿勢への参画の促進	市民	計画等の最終的な意思決定前に計画等を公表し、郵送・FAX/電子メール・持参により意見等を考慮し計画等の意思決定を行うとともに、意見等の概要や市の考えなどを公表する。	計画 どおり	0	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市民への積極的な周知の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民主体のまちづくりの実現に向け、政策等の案についてより多くの市民から意見をいただけるよう、「パブリックコメント制度実施要綱」等に基づく市民への周知について、全庁統一的な対応を図った。 <p>【②今後の取組方針:適正な市民周知の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後とも、要綱等に基づき適正に市民への周知を行う。 	
市政世論調査事業	Ⅲ-11	市民が主役のまちづくりを推進する		市民の市政への参画の促進	宇都宮市に居住する満18歳以上80歳未満の市民(住民基本台帳から4,800人を無作為抽出)	政策の満足度・重要度や各課の課題について調査項目を作成し、郵送調査。集計・分析を行う。	計画 どおり	2,963	S43		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):調査方法等の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回収率を向上し調査結果の信頼度をより高めるため、平成27年度から、郵送による回収と併せてインターネットによる回答を併用し回収率50%以上を維持している。 <p>【②今後の取組方針:回収率の向上に向けた取組の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後とも、郵送とインターネットによる回答を併用し、リマインダー(回答者へのお礼兼未回答者への催促通知)も活用しながら回収率の向上に努める。 	
無料法律相談事業	Ⅲ-11	市民が主役のまちづくりを推進する		市民の利便性の向上	近隣とのトラブルや家庭問題等を抱え、弁護士の助言を必要としている市民	月2回無料法律相談を実施	計画 どおり	3,270	S42		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市民ニーズによる専門相談の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間相談者数が減少していたことから、令和元年度から各回の定員及び従事する弁護士数の見直しを行った。 引き続き、弁護士による相談会を定期的に開催する。 <p>【②今後の取組方針:関係機関と連携した相談事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後とも、市民が問題解決の糸口を探る場となるよう、委託先の栃木県弁護士会との連携を密にし、開催・予約状況等を見極めながら、市民のニーズに応じた相談事業を実施していく。 	
広報紙等の発行事業	Ⅲ-11	市民が主役のまちづくりを推進する		広報・広聴事業の充実	市民	広報紙を発行する。その他(点字広報、声の広報、暮らしの便利帳、航空写真)	計画 どおり	90,100	S25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):全市民に対する市政情報の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報紙は市民の8割が市政情報入手する重要な媒体であることから、読者ファーストの紙面構成を意識し、多様な市民ニーズに対応した行政サービスの情報発信に努めている。 また、広報紙は新聞折込による市内各世帯への配布とともに、新聞未購読世帯には郵送しているほか、ホームページ上の公開に加え、民間の媒体を活用しているところであり、市政情報提供の充実を図っている。 <p>【②今後の取組方針:行政サービス情報の充実と広報紙からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後とも、分かりやすく魅力ある広報紙にするため、読者の声を踏まえ、読者ファーストを意識した魅せる紙面構成や多様な市民ニーズに対応した情報の提供に努める。 また、広報紙を入手していない世帯などが、広報紙の情報を入手できるよう、各種広報媒体を活用する。 	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
ホームページによる広報 事業	Ⅲ-11	市民が主役のまちづくり を推進する		広報・広聴事業の 充実	市民(ホームページ 等が見られる環境 にある市民)	ホームページ等情報発信	計画 どおり	8,163	H9		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:使いやすく詳細な情報を即時に提供できるホームページの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによる情報提供は、即時性・情報量の多さのほか、視覚障がい者への情報提供にも配慮した有効な手段であり、「すべての人に使いやすい」、「本市のイメージアップを醸成する」、「災害に強い」、「運用管理がしやすい」の考え方にに基づき、効果的な広報事業に取り組んでいる。 ・令和元年台風第19号の際には、アクセス集中による負荷を軽減するため、速やかに災害版に切り替えるなど、適切に対応した。 <p>【②今後の取組方針】:多様なニーズに対応した内容の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、社会の情勢や技術革新を見極めながら、より効果的で市民ニーズに合った情報提供を行うとともに、外国語言語に対応したポータルページの活用など、多様なニーズに対応できるよう、内容の充実にも努めていく。また、災害等の際は、市民に速やかかつ円滑に分かりやすく情報提供ができるよう、適宜、ホームページを災害版に切り替えるなど、適切な対応に努める。 	
政策特集発行事業	Ⅲ-11	市民が主役のまちづくり を推進する		広報・広聴事業の 充実	市民	政策課題情報等とともに意見 送付用のハガキを広報紙に 年4回掲載する	計画 どおり	2,329	H15	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:政策課題等への市民意見の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市政の重要課題について情報提供を行い、市民の意見や提案を募って施策・事業に反映させる政策特集(広報うつのみやプラス)を年4回実施した。 <p>【②今後の取組方針】:時節をとらえたテーマ選定と市民目線での紙面構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、広報広聴を同時に達成できる手法である政策特集の発行に当たっては、時節をとらえたテーマを選定するとともに、市民の理解が深まるような市民目線での紙面構成等に取り組んでいく。 	
テレビ・ラジオ広報事業	Ⅲ-11	市民が主役のまちづくり を推進する		広報・広聴事業の 充実	市民	テレビ(とちぎテレビ、ケー ブルテレビ)、ラジオ(栃木放 送、エフエム栃木、ミヤジ) により、市民が必要とする市 政情報(行事、催し、生活情 報)等を提供する	計画 どおり	33,225	H10		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:テレビ・ラジオの特性を生かした広報の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ・ラジオを有効に活用し、映像や音声により情報を発信し、市民が手軽に情報を入手できるよう、取り組んだ。 <p>【②今後の取組方針】:テレビ・ラジオの特性を生かした情報提供の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ・ラジオは、視覚障がい者や聴覚障がい者へも情報提供が可能な媒体であることから、今後も、それぞれの特性を生かした効果的な情報提供を行っていく。 	
協働の地域づくり補助金	Ⅲ-11	地域主体のまちづくりの 促進	戦略事業	・特色ある地域づく り活動の促進 ・地域まちづくり計 画の策定の促進	地域まちづくり組織	地域まちづくり組織の活動へ の支援	計画 どおり	70,779	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:特色ある地域づくり活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域が抱えるそれぞれの課題やニーズに対し、地域の特性や地域の力を十分生かし、地域が主体的に取り組めるよう、補助金の活用や事業展開のアドバイス、先進的な地域の取組の紹介などの支援を行ったことにより、特色ある地域づくり活動の促進を図ることができた。 ・地域主体のまちづくりの促進に向け、地域まちづくり組織の企画力の向上など組織の機能強化と活性化を図るとともに、地域まちづくり組織の活動を支援する必要がある。 <p>【②今後の取組方針】:地域主体のまちづくりへの継続支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域が抱えるそれぞれの課題やニーズに対し、地域の特性や地域の力を十分生かし、地域が主体的に取り組めるよう、地域まちづくり計画策定の促進、計画の具現化に向けた補助金の活用や事業展開のアドバイス、先進的な地域の取組の紹介などを通じて、地域まちづくり組織への支援を行っていく。 	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
宇都宮市自治会連合会 補助金	Ⅲ-11	地域主体のまちづくりの 促進	戦略事業	・自治会活性化の 促進	・宇都宮市自治会 連合会 ・地区連合自治会 ・単位自治会	・宇都宮市自治会連合会の 活動への支援 ・自治会加入促進	計画 どおり	59,375	S54		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：自治会活性化の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮市自治会連合会等に対し「宇都宮市自治会連合会運営費」などを助成することにより、自治会の安定的な運営や安全安心な暮らしにつながる活動への総合的な支援を担う同会の安定的な運営のための支援を行ったことにより、自治会活性化の促進を図ることができた。 ・安全安心で住み良い生活環境の維持を担う、住民に最も身近なコミュニティである「自治会」への加入促進を図るため、特に集合住宅等居住者や若者世代へ自治会の意義や必要性、活動内容を知る機会を増やす支援が必要である。 <p>【②今後の取組方針：自治会活性化への継続支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮市自治会連合会等の運営や活動の支援を継続するとともに、自治会加入促進を通じた顔のみえる関係づくりの促進により、自治会の活性化を図っていく。 	
地域集会所等建設推進 事業補助金	Ⅲ-11	地域主体のまちづくりの 促進	戦略事業	・自治会の活動場 所や地域住民の居 場所の整備促進	単位自治会	地域集会所建設のための補 助	計画 どおり	23,102	S53		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：自治会活動拠点の整備促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域集会所等建設にかかる補助金交付を促進することにより、自治会等の活動場所を確保することができた。 ・自治会における集会所の実情に合わせた設備等の支援メニューの充実を行う必要がある。 <p>【②今後の取組方針：自治会活動拠点整備の継続支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助制度が有効に活用されるよう、引き続き自治会の実情把握に努めていくとともに、空き家再生支援事業補助金等、他の補助制度とも連携を図りながら、活動拠点確保の支援の充実を図っていく。 	拡大
コミュニティ助成事業補助 金	Ⅲ-11	地域主体のまちづくりの 促進		・地域まちづくり組 織等の活動拠点の 機能充実	地域まちづくり組織	まちづくり活動に必要な設 備・備品購入費	計画 どおり	2,500	S60		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：地域活動拠点の機能充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図るため、(財)自治総合センターの助成制度を活用し、コミュニティ活動に必要な備品の購入を支援することにより、地域活動拠点の機能充実を図ることができた。 ・継続して補助制度を活用できるよう、県や(財)自治総合センター等と連携を図っていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針：地域活動拠点の機能充実に向けた継続支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定財源である(財)自治総合センターの助成制度の有効活用に努め、地域活動拠点の機能充実に向けた支援を継続していく。 	
自治会の活性化支援	Ⅲ-11	地域主体のまちづくりの 促進	戦略事業	・自治会活性化の 促進	単位自治会	自治会活動表彰	計画 どおり	93	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：自治会活動活性化の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全安心で住み良い生活環境の維持につながる優良な活動を行った自治会を表彰するとともに、その活動内容をまとめた事例集を全自治会に配布、市ホームページなどを活用し広く周知することにより、自治会の活性化を促進することができた。 ・自治会活動の担い手の確保や、参加者の高齢化、固定化が課題となっていることから、自治会活動の見える化やスリム化などに向けた支援充実を図っていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針：自治会活性化の継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮市自治会連合会と連携しながら、自治会が抱える課題の解決や活性化に向けたアドバイザーの派遣などの支援の充実を図るとともに、引き続き、活性化につながる優良な自治会活動事例等を広く発信していく。 	拡大

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
地域まちづくり計画の策定支援	Ⅲ-11	地域主体のまちづくりの促進	戦略事業	・地域まちづくり計画の策定の促進	地域まちづくり組織	地域まちづくり計画研修会へのアドバイザーの派遣	計画どおり	30	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):地域まちづくり計画の理解促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域まちづくり計画の未策定地域を対象に、計画策定の目的や計画の必要性の理解促進を図るための研修会を開催し、計画策定促進に向けた意識醸成を図ったことにより、新規着手地区が1地区増加させることができた。 ・複雑多様化する地域課題やニーズに対応し、地域特性を活かしたまちづくりを推進するため、地域の将来の指針となる地域まちづくり計画の策定を促進していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:計画未策定地区への策定着手支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域まちづくり計画の未策定地域に対して、地域学講座の開催や策定済地区の事例紹介等により、理解促進と意識醸成を図っていく。 	
地域コミュニティセンター建設事業	Ⅲ-11	地域主体のまちづくりの促進	戦略事業	・地域活動の活発化や利便性の向上	・市民 ・地域まちづくり組織 ・センター利用者・団体等	地域コミュニティセンター整備	計画どおり	28,295	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):地域コミュニティセンターのバリアフリー化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターが未設置である地域コミュニティセンターにおいて、エレベーターの設置工事及び実施設計を行うことにより、施設利用者の利便性向上を図ることができた。 ・地域コミュニティセンターのバリアフリー化に当たっては、利用者の利便性向上に向けて、計画的に取り組んでいく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:計画的なバリアフリー化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、エレベーター未設置の地域コミュニティセンターについて、エレベーター整備によるバリアフリー化を継続的に実施し、施設利用者の利便性向上を図っていく。 	
上河内イメージアップ看板維持管理事業	Ⅲ-11	地域主体のまちづくりの促進		地域への愛着と魅力の発信	・地域住民 ・地域来訪者	上河内地区イメージアップ看板の維持・管理	計画どおり	0	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):イメージアップ看板の適切な維持・管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看板の破損はなく、修繕や撤去の必要な看板はなかった。 <p>【②今後の取組方針:イメージアップ看板の適切な維持・管理の継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上河内地区の特産品であるユズのキャラクター「ユッピー」を活用した「地域案内板」を適切に維持・管理する。 	
上河内梵天祭り交付金	Ⅲ-11	地域主体のまちづくりの促進		地域主体のまちづくりの促進		梵天祭り実行委員会への運営支援	計画どおり	2,035	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):各種おもてなしによる来場者の満足度向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風19号の被害により羽黒山の林道が一部崩落し、復旧に時間を要したことから、当初計画していた循環バスによる羽黒山頂への乗り入れを中止し、上河内地区市民センターと会場の往復運行での対応となった。 ・おもてなし広場でのぼんてん汁(1,000杯)の販売や、羽黒山参道に設けたおもてなし茶屋は計画通り実施し、来場者に対するおもてなしや地域特産品のPRは、来場者に大変好評であった。 ・梵天の担ぎ手の確保に苦慮する団体もあり、今後、より若い世代が参加しやすい環境づくりの検討が必要である。 <p>【②今後の取組方針:事業周知等への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実行委員会が担う周知・PR事業、観光客や地域住民の安全対策、環境衛生対策などが円滑に行われるよう支援する。 ・11月23日(祝日)、24日に固定されていた開催日を、令和2年度から、働く世代が祭りに参加しやすいよう、11月第3土曜日と翌日の日曜日に変更する。 	改善

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
姉妹・文化友好都市との 交流事業	Ⅲ-12	多文化共生の推進		国際化や市民の国際 感覚の醸成	市民	姉妹都市との相互交流事業 の実施	計画 どおり	3,087	S62		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):青少年等の派遣・受入の着実な実施】 ・令和元年度は、青少年等の派遣や市民訪問団等の受入を行うことにより、青少年等の国際化に貢献したいという意識の醸成が図られるなど、本市の国際化や多文化共生の担い手として活躍できる人材育成を行うことができた。 ・一方で、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、中学生の安全確保の観点から、受入団体と調整を行い、タルサ市への中学生派遣を派遣前に中止にした。</p> <p>【②今後の取組方針:世界情勢に柔軟に対応する交流事業の実施】 ・令和2年度は、姉妹都市の新型コロナウイルス感染拡大の対策に関する情報収集や相手都市との連絡調整を行い、派遣・受入事業の可能性について検討し、適切な事業の実施に取り組む。</p>	
市民交流活動推進補助 金	Ⅲ-12	多文化共生の推進		民間団体の国際交 流活動の支援	民間団体	姉妹・文化友好都市との交流 事業、外国人住民の自立化 支援、国際理解・国際協力に 関する事業を実施する民間 団体への補助	計画 どおり	245	H13		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):民間団体の着実な支援】 ・令和元年度は、補助による民間団体の姉妹都市交流や国際理解活動等の支援を着実に進め、市民主体の国際交流活動を促進した。(H31:2団体⇒R元:3団体)</p> <p>【②今後の取組方針:補助制度の活用促進】 ・今後は、新たな民間団体が補助金を活用しながら市民主体の国際交流活動を実施できるよう、補助制度の周知に努め、円滑な支援に取り組む。</p>	
多文化共生の地域づくり 事業	Ⅲ-12	多文化共生の推進	戦略事業	外国人住民と市民 との相互理解と交 流機会の創出	市民	国際理解講座の開催や地域 イベントへの参加促進、多 文化共生フォーラム、出前講 座の実施	計画 どおり	92	H21		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):国際理解講座の開催地域の拡大】 ・令和元年度は、市内全域での国際理解講座の開催を目指し、各地域コミュニ ティセンターや生涯学習センター等に対する継続した周知により、開催数の増加 を図ることができた。(H31:19地区、22講座、552人⇒R元:19地区、26講座、620 人) ・多文化共生フォーラムについては、周知の強化を図ることにより、過去最高の 参加者数(H31:23人⇒R元:49人)となったほか、宇都宮大学・帝京大学留學生 の地域行事への参加については、昨年度参加者のリピーターも見られるなど、 相互理解の促進を図ることができた。</p> <p>【②今後の取組方針:地域における外国人・日本人住民の交流機会の創出】 ・今後とも、引き続き、国際理解講座・多文化共生フォーラムの開催や留學生の 地域行事への参加を通じ、地域における外国人・日本人住民の交流機会を創出 することより相互理解の促進を図り、多文化共生の意識啓発に取り組む。</p>	
日本語講師養成事業	Ⅲ-12	多文化共生の推進		外国人住民の日本 語習得の促進	市民	外国人住民に日本語を教え るボランティアの養成	計画 どおり	872	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):実践的な講座の実施】 ・令和元年度は、外国人住民や外国人児童生徒への日本語指導を充実させる ため、より実践的な内容の講座を通して、即戦力として活躍できるボランティア養 成を図り、約9割の受講者が修了した。(H31:受講者22人、修了者18人⇒R元: 受講者30人、修了者28人) ・また、日本語教室を行う民間団体の活動について紹介を行うなど、修了者の活 躍の場の拡大に努めた。</p> <p>【②今後の取組方針:講座内容の充実】 ・今後とも、引き続き、外国人住民や外国人児童生徒への指導内容の変化等を 踏まえ、より効果的な指導方法で学習支援ができるよう、講座内容の充実に取り 組む。</p>	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
多文化共生ソーシャル コーディネーター事業	Ⅲ-12	多文化共生の推進		多様化する相談事 件への対応	外国人住民・多文 化共生ソーシャル コーディネーター	外国人住民からの複雑な相 談に対応する多文化共生 ソーシャルコーディネーター のスキルアップ・派遣(相談 支援)	計画 どおり	143	H21		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:多文化共生ソーシャルコーディネーターのスキルアップ支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度は、外国人住民からの相談事案の早期解決と状況に応じたきめ細かな個別支援ができるよう、多文化共生ソーシャルコーディネーターのスキルアップを図るため、出入国在留管理庁などの関係機関と連携を図り、効果的な研修を行うことができた。 <p>【②今後の取組方針:外国人住民への個別支援の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後とも、引き続き、外国人住民の定住化による複雑困難化する相談事案に対し、個別支援による問題解決を促進するため、多文化共生ソーシャルコーディネーターのスキルアップを図るとともに、関係機関等と連携した個別支援の充実に取り組む。 	
外国人転入者支援事業	Ⅲ-12	多文化共生の推進		わかりやすい生活 情報の提供	外国人住民	新規転入の外国人住民に必 要な情報の多言語による提 供	計画 どおり	166	H23		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:生活のスタートアップ支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度は、本市での生活に必要な行政情報等の多言語版をまとめた「転入者バック」について、市民課や各地区市民センター等の窓口において、外国人転入者に円滑に配付することができた。(H31:502部⇒R元:558部) <p>【②今後の取組方針:情報提供の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、市民課や各地区市民センター等の窓口において、「転入者バック」の配付に取り組むとともに、「指差し会話表」を改製して周知・配付を行うなど、わかりやすい情報提供に取り組む。 	
やさしい日本語普及啓発 事業	Ⅲ-12	多文化共生の推進		市民サービスの向 上	職員・市民	職員向け研修の実施、「外国 人への情報提供ガイドライ ン」の周知	計画 どおり	36	H25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:「やさしい日本語」普及啓発の着実な実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度は、市職員に対する研修や庁内啓発紙を通し、「やさしい日本語」を普及啓発することにより、日本語が不慣れな外国人住民等に対する窓口での説明や文書作成の際に「やさしい日本語」を使うことができるよう、継続して取り組むことができた。また、受講した職員が外国人住民向けの資料を「やさしい日本語」で作成するなど、他課業務においても「やさしい日本語」の取組を推進することができた。 <p>【②今後の取組方針:職員・市民への継続的な普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後とも、引き続き、市職員への「やさしい日本語」の普及啓発に取り組むとともに、地域における国際理解講座等を通して、市民に対する「やさしい日本語」の普及啓発に取り組む。 	
ICTを活用した生活支援 事業	Ⅲ-12	多文化共生の推進		ICTを活用した外国 人住民への情報・ コミュニケーション 支援	外国人住民	窓口の音声翻訳タブレット配 置によるコミュニケーション支 援	計画 どおり	511	R1		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:窓口等での外国人住民への対応の円滑化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度は、外国人住民が本庁舎で初めて手続き等で訪れる窓口や、外国人住民への確認が求められる窓口の4課に音声翻訳タブレットを配置した。これまで、説明等に苦慮していた行政用語が正確に翻訳されることにより、外国人住民への円滑な対応につなげることができた。 <p>【②今後の取組方針:通訳支援タブレットの配置拡大と効果的な運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後は、外国人住民が多く訪れる窓口等に通訳支援タブレットの配置を拡充し、より多くの窓口や業務において、外国人住民への対応の円滑化・効率化が図られるよう、効果的な運用に向けて取り組む。 	拡大

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
人権・平和啓発活動事業	Ⅲ-12	かけがえのない個人の 尊重	戦略事業	人権・平和に対する 意識高揚	・市民、市内小中 生、市職員 ・平和首長会議	・研修会等への参加促進及 び参加費の負担 ・人権の花運動(市内小学校 への花の苗等の配付) ・LGBTIに関する理解促進 ・平和首長会議の事業運営 費の負担	計画 どおり	653	H16	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】意識向上や理解促進のための周知啓発の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民等への人権啓発をより効果的に行うため、人権週間等イベントにおける啓発パネルの展示や人権擁護委員との連携による周知啓発、プロスポーツチームと連携した周知啓発を行うとともに、国や県、人権団体が開催する研修等へ積極的に参加することで、人権意識の向上を図ることができた。 ・さらに、令和元年度は、多様な性のあり方や人権についての知識と理解を深めるための研修会や講座を実施し、LGBTなど多様な性への理解促進を図ることができた。 ・新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見・いじめ等といった、新たな人権問題への対応について、検討する必要がある。 <p>【②今後の取組方針：研修機会の確保と効果的な周知啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、人権意識の向上を図るため、人権に関する研修機会を確保していくとともに、引き続き、積極的な参加を促していく。あわせて、人権擁護委員と連携し、児童・生徒や市民への周知啓発活動を行っていく。さらに、LGBTへの理解促進を図るため、当事者支援団体等との定期的な意見交換をしながら、効果的な手法により、啓発講座の開催などに取り組んでいく。また、新型コロナウイルス感染症に係る人権への配慮については、広報紙やホームページ等の活用のほか、あらゆる機会をとらえ、広く市民への周知啓発に取り組んでいく。 		
平和のつどい実行委員会 交付金	Ⅲ-12	かけがえのない個人の 尊重		平和の尊さに対する 意識高揚	平和のつどい実行 委員会	・平和のつどいの開催や小 学校における平和の語り継 ぎ講演会の実施のための交 付金の交付 ・宇都宮空襲体験等の語り継 ぎ講演会の映像記録・保存 及び配信	計画 どおり	400	H12	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】「平和のつどい」と宇都宮空襲体験等の計画通りの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平和のつどい」については、市民への周知啓発を行ったことにより、当日は満席となり、アンケートでも好評を得た。 ・「平和の語り継ぎ講演会」は宇都宮市女性団体連絡協議会の協力を得て円滑に実施することができたが、講師となる戦争体験者の、高齢化による語り手の減少に伴う、次世代への継承手法を検討する必要がある。 <p>【②今後の取組方針：「平和のつどい」に替わる平和意識醸成のための事業実施と次世代への継承】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民に対し、平和意識の更なる高揚を図るためには、継続した平和啓発活動が必要なことから今後も継続して支援していく。 ・コロナウイルス感染症の影響を鑑み、参加者の安全を最優先で考える必要があることから、令和2年度の「平和のつどい」は中止とし、広報紙やリーフレット等を活用して広く市民に周知することにより、平和意識の醸成を図っていく。 ・これまでの「平和の語り継ぎ講演会」を撮影した映像を活用してDVDを作成したことから、今後は、市内小中学校に1部ずつ配布し、空襲被害の記憶と平和意識の継承に取り組んでいく。 		
平和親善大使広島派遣 事業交付金	Ⅲ-12	かけがえのない個人の 尊重		平和教育の推進	市内中学生	・市内の市立中学生を平和 親善大使として広島市に派 遣 ・市内の市立中学校における 平和語り部講演会の実施	計画 どおり	2,588	H12	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】中学生の広島市への派遣と平和語り部講演会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平和親善大使として中学生を広島市へ派遣するとともに、派遣生徒による学校での報告等を行うことにより、多くの生徒に対して平和意識の醸成を図ることができた。 ・「平和語り部講演会」については、希望校への講師派遣を実施し、平和意識の醸成を図っているが、高齢化による語り手の減少により、希望校全てに対応することが困難なため、原爆被害体験等に関するDVDの貸出を通知するなど、代替案を併せて提供し対応した。 <p>【②今後の取組方針：広島派遣に替わる平和意識醸成のための事業実施と平和に関する映像資料の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナウイルス感染症の影響を鑑み、生徒・引率者の安全を最優先で考える必要があることから、令和2年度の広島市への派遣事業は中止とし、被爆体験等に関するDVDを各中学校に配布し授業等で活用することなどにより、平和意識の醸成を図っていく。 ・語り部講演会については、引き続き、被爆体験等に関するDVDを活用しながら、平和意識の醸成を図っていくとともに、高齢化による語り手減少の対応策についても検討していく。 		

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
平和啓発事業推進補助金	Ⅲ-12	かけがえのない個人の 尊重		平和の尊さに対する 意識の高揚	民間団体	・平和啓発事業の経費の一部を補助	計画 どおり	60	H21		【①昨年度の評価(成果や課題):平和啓発事業に対する支援】 ・市民の平和意識の高揚に資する2事業への支援を実施することにより、広く市民に対し平和意識の醸成を図ることができた。 【②今後の取組方針:市民主体の取組支援】 ・引き続き、市民に広く平和意識の醸成を図るため、市民主体の取組に対する支援を行っていく。	
宇都宮人権擁護委員協議会負担金	Ⅲ-12	かけがえのない個人の 尊重		宇都宮人権擁護委員協議会の活動の円滑化	宇都宮人権擁護委員協議会	・人権相談や研究会等の事業運営費の負担	計画 どおり	1,006	—		【①昨年度の評価(成果や課題):宇都宮人権擁護委員協議会の事業運営に対する支援】 ・人権作文コンテストや絵画コンテストの実施、SOSミネラーの周知啓発といった、宇都宮人権擁護委員協議会事業取組の支援を行うことにより、人権擁護委員の任務の円滑な遂行を図ることができた。 【②今後の取組方針:円滑な事業運営への継続的な支援】 ・今後も、人権擁護委員の任務の円滑な遂行を図るため、宇都宮人権擁護委員協議会の事業取組に対して引き続き支援していく。	
宇都宮人権擁護委員協議会宇都宮部会活動補助金	Ⅲ-12	かけがえのない個人の 尊重		人権擁護委員の活動の円滑化	宇都宮人権擁護委員協議会宇都宮部会	・人権講話、人権よろず相談等部会の事業に要する経費の一部を補助	計画 どおり	336	S30		【①昨年度の評価(成果や課題):宇都宮部会の事業運営に対する支援】 ・小中学校における人権講話の実施や、市民向け人権相談の実施といった、宇都宮部会事業取組の支援を行うことにより、人権擁護委員の任務の円滑な遂行を図ることができた。 【②今後の取組方針:円滑な事業運営への継続的な支援】 ・今後も、人権擁護委員の任務の円滑な遂行を図るため、宇都宮部会の事業取組に対して引き続き支援していく。	
市民啓発事業	Ⅲ-12	男女共同参画の推進	好循環P 戦略事業	市民の理解促進と 家庭・学校・地域教育の推進	市民、児童生徒、 教育関係者等	・市民啓発講座の開催 ・情報紙の発行 ・教育参考資料の配布	計画 どおり	938	H19		【①昨年度の評価(成果や課題):市民に向けた男女共同参画の啓発の実施】 ・国の動向や社会情勢を踏まえ、「オリンピックに学ぶ男女共同参画の歴史」と題したシニア層に向けた講座の実施や、性別に偏りがない職業選択を支援するための講座を新規で実施したほか、情報誌や教育参考資料を作成・配布したことにより、シニア層を含め広い年齢層に対して啓発を図ることができた。 【②今後の取組方針:国の動向や社会情勢を踏まえた啓発の拡充】 ・今後も、国の動向や社会情勢を踏まえた上で、女性相談事業のニーズを活かし、女性の自立を支援するための講座について、女性のキャリアアップなどの分野を拡充し企画する。	
宇都宮市女性団体連絡協議会補助金	Ⅲ-12	男女共同参画の推進		男女共同参画を推進する団体の育成・支援	宇都宮市女性団体連絡協議会	・男女共同参画推進事業に要する経費の一部を補助	計画 どおり	437	S62		【①昨年度の評価(成果や課題):適切な補助金の支出】 ・市民向けの研修会や啓発など、主体的に活動を行うことにより、男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成を図ることができた。 【②今後の取組方針:団体の事業実施の支援】 ・実施事業は女性の地位向上に特に貢献していることから、引き続き、団体の育成・支援をしていく。	
うつのみや市民会議補助金	Ⅲ-12	男女共同参画の推進		男女共同参画を推進する団体の育成・支援	男女共同参画社会の実現を目指すうつのみや市民会議	・男女共同参画推進事業に要する経費の一部を補助	計画 どおり	401	H9		【①昨年度の評価(成果や課題):適切な補助金の支出】 ・市民向けの研修会や啓発など、主体的に活動を行うことにより、男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成を図ることができた。 【②今後の取組方針:団体の事業実施の支援】 ・実施事業は男女共同参画の推進に特に貢献していることから、引き続き、団体の育成・支援をしていく。	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
ワーク・ライフ・バランス推 進事業	Ⅲ-12	男女共同参画の推進	好循環P	仕事と生活の調和 を図るための職場・ 家庭の環境づくり の促進	市民、事業者等	<ul style="list-style-type: none"> 一般事業主行動計画策定 促進リーフレットの作成・配布 社会保険労務士出前説明 会・出前相談の実施 企業向けガイドブックの周 知及び配布 事業者表彰の実施 市民向け啓発事業の実施 	計 画 ど お り	1,826	H19	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:事業者、市民への啓発事業の実施と取組支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 誰もが働きやすい職場環境づくりにむけ、市内企業の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画(以下、行動計画)の策定を促進するため、啓発リーフレットを作成・配布するとともに、企業団体向けにリーフレットを用いた出前説明会を実施するなどの周知・啓発を行い、社会保険労務士の出前相談による支援につなげることができた。 企業向けガイドブックについて、配布手法を紙媒体から電子媒体へ移行することで、より多くの企業に周知を図るとともに、事業者表彰受賞事業者の取組内容について、就職情報サイトやポスター等を活用し、学生等に広く周知することにより、男女がともに働きやすい職場づくりの促進を図ることができた。 市民に対しては、立場(雇用者、非雇用者)別の働き方講座やワーク・ライフ・バランス講座、女性向けプチ起業講座などを実施することにより、広く啓発を図ることができた。 <p>【②今後の取組方針:事業者、市民に対する効果的な啓発事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行動計画の策定促進については、インセンティブの対象となる企業へターゲットを絞るなど、効果的な周知を実施するとともに、団体等が実施するセミナー、会合などに合わせて出前説明会を実施するなど、より効果的な啓発に取り組んでいく。 また、事業者表彰においては、受賞者の取組を好事例として広く市内事業者に発信するとともに、応募事業者数の増加に向けた周知の強化を図る。 市民に対しては、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革をより浸透させるため、講座開催に当たり、他機関と連携協力し、内容の充実を図るとともに、周知の一層の強化に取り組んでいく。 以上のような取組を含め、引き続き、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む事業者の裾野を広げ、多様な取組を促進するため、「みやシャイン女性活躍推進協議会」や関係課等と連携しながら、より一層効果的な啓発を行う。 		
DV対策推進事業	Ⅲ-12	かけがえのない個人の 尊重	戦略事業	DVの未然防止、相 談・保護から自立に 向けた被害者への 支援	<ul style="list-style-type: none"> 市民、生徒、教育 関係者等 DV被害者及び同 伴家族 	<ul style="list-style-type: none"> DV・デートDV防止啓発講座 の実施 中学生向けデートDV防止 ハンドブックの配布 自立支援事業の実施 	計 画 ど お り	1,293	H20	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:若年層からの意識啓発と被害者への相談・自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 配偶者からの暴力を未然に防止するためには、若年層からの意識啓発が重要であることから、従来からの座学形式による出前講座の実施に加え、参加型出前講座のプログラムを開発することにより、DVをより「自分のこと」として学ぶことができる効果を一層向上させることができた。 一時保護などの危機的状況を脱したDV被害者と子どもに対し、心身回復や就労準備に向けた各種講座や相談会などを実施することにより、心身回復や早期自立を図ることができた。 関係部署や関係機関等と連携することにより、被害者が抱えている個々の事案に応じた相談支援を円滑に行うことができた。 <p>【②今後の取組方針:新たな防止啓発の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加型のDV防止啓発講座について、個別説明など事業への周知の強化や、プログラム内容の充実を図り、講座の参加促進に取り組む。 DV被害者が、早期に相談窓口につながるよう、DV被害者等地域支援サポーターと連携協力し、市民の身近な場所での周知啓発に取り組む。 DV被害者の行政手続きにおける精神的負担を軽減するため、窓口における配慮を促すバーブルカード事業を行い、DV被害者の自立を支援していく。 新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛等の状況下において、ストレス等によるDV被害の増加が懸念されることから、更なる支援体制の強化を図っていく。 	改 善	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
女性相談事業	Ⅲ-12	かけがえのない個人の 尊重		女性からの相談体制の充実	・市内在住もしくは 勤務の、家庭内な どの問題に悩む女性 ・女性相談員	・電話・面接相談実施 ・法律相談の実施 ・カウンセリングの実施 ・研修会等への参加	計画 どおり	904	H18		【①昨年度の評価(成果や課題):相談員の資質向上と関係機関との連携】 ・相談内容が多様化・複雑化していることから、相談に迅速かつ適切な対応ができるよう、各種研修会への参加や勉強会を行うことにより、相談員の資質の向上を図ることができた。 ・新たに関係課との意見交換会を実施し、庁内連携の強化を図ることができた。 【②今後の取組方針:相談体制の充実】 ・新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛等の状況下において、ストレス等によるDV被害の増加が懸念されることから、更なる相談体制の充実を図っていく。 ・相談員の資質の一層の向上と新たな問題への対応スキルを身に着けるため、各種研修会への参加や勉強会を行うとともに、様々な困難を抱えた被害者に適切な対応ができるよう、関係機関とより一層の連携強化を図っていく。	改善
民間団体DV被害者支援 事業補助金	Ⅲ-12	かけがえのない個人の 尊重		DV被害者の安全 確保と早期の自立 支援	市内に主たる活動 拠点を有し、DV被害 者支援を行っている団体	・民間団体が行うDV被害者 支援事業(民間シェルター事 業、ステップハウス事業、自 助グループ事業)に対し、賃 借料、光熱水費など対象経 費の補助	計画 どおり	800	H22		【①昨年度の評価(成果や課題):民間シェルターやステップハウス、自助グループ活動への支援】 ・民間シェルターやステップハウス、自助グループ事業への支援を行うことにより、DV被害者の安全確保や早期の自立を図ることができた。 【②今後の取組方針:継続的な活動への支援】 ・多様化、複雑化しているDV被害者とその同伴家族の安全確保や早期の生活再建・自立には、民間シェルターやステップハウス、自助グループ事業への補助は有効な手段であることから、今後も支援していく。	
虐待・DV対策連携会議	Ⅲ-12	かけがえのない個人の 尊重	戦略事業	関係機関等の連携 による虐待・DV対 策の推進	・司法・警察・保健 医療等関係機関 ・地域団体 ・国、県	・関係機関等の相互の連携 及び協力 ・課題や情報の共有 ・虐待等に関する一体的な周 知啓発	計画 どおり	30	H26		【①昨年度の評価(成果や課題):関係機関等との情報共有】 ・関係機関における虐待・DV相談の状況や取組内容等について意見交換を行い、課題や情報の共有を図ることができた。 【②今後の取組方針:未然防止に向けた関係機関等との連携強化及び啓発の推進】 ・虐待及びDVの未然防止には地域への啓発が重要であることから、虐待・DVの関係機関、関係団体等が一堂に会する会議を通じて、相互の連携や情報の共有を図るほか、出前講座を活用した、各地域の民生委員・児童委員等に対する啓発に取り組んでいく。	
女性活躍啓発事業	Ⅲ-12	男女共同参画の推進	好循環P 戦略事業	女性の就業継続意 識の醸成	学生、事業者	インターンシップ事業の実施	計画 どおり	2,369	R1	先駆的	【①昨年度の評価(成果や課題):女子学生等に対する就業継続意識の醸成】 ・就業前の本市の大学生に対して、男女が互いに協力し、仕事と家庭を両立させるライフスタイルを体験するインターンシップを実施し、就業継続意識の醸成を図ることができた。 ・インターンシップ参加者だけでなく、より広く、学生に対し、就業継続意識の醸成を図る。 【②今後の取組方針:女子学生等に対する本市の魅力周知】 ・引き続き、インターンシップ事業を実施し就業継続意識の醸成を図るとともに、課題解決に向け、男女ともに働きやすい職場環境づくりに取り組む経営者等との交流の機会を設け、本市で就業することの魅力を知ってもらうことにより、女性活躍を推進する。	
宇都宮市遺族会連合会 補助金	Ⅲ-12	かけがえのない個人の 尊重		戦没者遺族の福祉 の増進及び平和啓 発活動の推進	宇都宮市遺族会連 合会	・宇都宮市遺族会連合会の 活動に要する経費の一部を 補助	計画 どおり	490	H25		【①昨年度の評価(成果や課題):戦没者遺族の福祉の増進及び平和啓発活動の推進】 ・令和元年度は、地区慰霊祭の開催などの宇都宮市遺族会連合会の活動に要する経費の一部を補助し、戦没者遺族の福祉の増進及び平和啓発活動等の取組の推進に資することができた。 【②今後の取組方針:補助の継続実施】 ・今後は、戦没者遺族の福祉の増進及び平和啓発活動の推進のために、引き続き、宇都宮市遺族会連合会の活動に要する経費の一部を補助していく。	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
宇都宮市戦没者追悼式	Ⅲ-12	かけがえのない個人の 尊重		式典を通じた戦争 の悲慘さ、平和の 尊さの伝承	市民(戦没者遺族・ 海外引揚死没者遺 族・公務殉職者遺 族・戦災殉職者遺 族等)	・宇都宮市戦没者追悼式の 実施	計画 どおり	642	S48		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):宇都宮市戦没者追悼式の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は、宇都宮市戦没者追悼式を開催し、戦争で亡くなった方々に追悼の意を表するとともに、遺族をはじめとした市民に戦争の悲劇を繰り返すことがないように平和への思いを新たにするなど啓発が図られた。 <p>【②今後の取組方針:事業の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、戦争の悲劇を繰り返すことのないよう平和への思いを新たにするために、引き続き、宇都宮市戦没者追悼式を実施する。 	
小災害被災者援護事業	Ⅲ-9	危機に対する体制・都 市基盤の強化	SDGs	被災者へのお見舞	災害により被害を 受けた市民	・被災者に対する見舞金の支 給 ・水害による便槽等の汲み取 り ・令和元年台風第19号にお いて、床下浸水被災者に見 舞金支給	計画どおり	32,114	S44		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):被災者へのお見舞金の支給】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年台風第19号により、多数の市民が被害を受けたが、被害区分に応じ、迅速に見舞金の支給を行った。 ・災害に遭われた市民に対し、災害の規模や程度、被災の状況を踏まえ、迅速に見舞金を支給していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:被災者への迅速なお見舞金の支給】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係課と連携を図り、被災者への迅速なお見舞金支給を実施していく。 	
職員の危機対応能力の 向上	Ⅲ-9	危機への備え・対応力 を高める	SDGs	総合的な危機管理 体制の充実	市職員	市職員の危機対応能力の向 上のため、研修や訓練を開 催	計画 どおり	486	H19	独自性 先駆的	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):危機対応能力向上に向けた多様な研修等の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の職員が、危機に対し迅速かつ確に対処できるよう、災害発生を想定した「災害対応図上訓練」については、これまで地震を想定した訓練を実施していたが、本市として初めて台風を想定した図上訓練を実施し、各部署が令和元年東日本台風(令和元年台風第19号)の経験を生かし、充実した訓練を実施することができた(テレビ、新聞取材多数)。 ・不当要求対策担当弁護士を活用したロールプレイング形式による研修や、県警機動隊員による身の危険に対する実践的な研修を行うなど、各種危機への対応について、職員の対応力向上を図ることができた。 ・発災時に市職員をはじめ、施設管理者等が適切に避難所を開設し、均質な運営できるよう「避難所開設・運営ガイドライン」を作成し、庁内及び関係団体へ周知した。 ・災害対応で最も重要な指針となる地域防災計画の内容について、各担当課職員の理解をさらに深めていく必要があるとともに、東日本台風の経験を踏まえ、計画そのものの見直しも必要である。 <p>【②今後の取組方針:東日本台風の経験と感染症対策を踏まえた庁内研修の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度から新たな研修として、地域防災計画の内容をフェーズごとに整理し、災害時における担当課の役割を確認させるための地域防災計画に係る庁内研修を実施するとともに、感染症流行時に避難所を開設するにあたって、国・県の通知や、シミュレーション訓練を踏まえて新たに作成した「避難所開設・運営ガイドライン感染症対策編」に基づき、全庁一丸となった災害対応が実施できるよう、全庁的な危機対応能力の向上を図る。 	改善
総合防災訓練	Ⅲ-9	危機への備え・対応力 を高める	SDGs	総合的な危機管理 体制の充実	・市民(自主防災 会、 自治会、学生、 ボランティアなど)、 防災機関(自衛隊、 警察など) ・事業者(協定締結 企業など) ・協定締結自治体	市民や防災機関などが参加 する防災訓練の実施	計画 どおり	2,589	S61		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):防災関係機関との連携強化及び地域防災力強化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の総合防災訓練において、地震から身を守る訓練や自主防災組織が中心となった避難所設営訓練を行うなど、地元自治会をはじめとした市民の積極的な参加により、市民が災害時に取るべき行動や役割を啓発することができた。 ・災害時応援協定を締結した事業者によるドローンを活用した災害情報収集・伝達訓練を行うなど、関係機関との連携を確認できた。 <p>【②今後の取組方針:地域防災力の更なる強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったため、「避難所開設・運営ガイドライン」の完成に伴う説明会や出前講座などの機会を利用して、適切な避難のあり方や「自助」「共助」の考え方について市民の理解を深め、地域防災力の更なる強化を図る。 	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
防災備蓄整備事業	Ⅲ-9	危機への備え・対応力を高める	SDGs	防災・減災対策の強化	市民	災害による避難者が必要とする食料や生活必需品等を整備	計画 どおり	40,734	S61		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):備蓄体制の充実強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本台風の経験を踏まえ、避難所運営用備蓄品の追加など第2次防災備蓄調達計画の一部見直しを実施するとともに、当該計画に基づき、食料・生活必需品・資器材等の備蓄を行った。 ・国の通知に基づき、乳児用液体ミルクの備蓄を開始することから、常温保存が可能な備蓄場所の確保及び廃棄ロスを出さない備蓄方法の検討が必要である。 ・避難所内の感染防止対策として効果的な備蓄品の拡充について、検討が必要である。 <p>【②今後の取組方針:感染防止対策を踏まえた第2次防災備蓄調達計画の着実な推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児用液体ミルクに加え、マスク、消毒液、フェイスシールド、ゴム手袋など感染防止対策として必要な衛生物品等については、第2次防災備蓄調達計画に位置付け、備蓄・調達を着実に推進する。 	拡大
ICTを活用した情報収集伝達体制の整備	Ⅲ-9	危機への備え・対応力を高める	SDGs	防災・減災対策の強化	・市民 ・来訪者 ・ホームページ閲覧者	・災害時等の迅速かつ正確な情報提供・収集 ・防災・災害に関する情報提供の多重化	計画 どおり	8,513	H23		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):ICT等を活用した情報発信の強化及び新たな情報伝達手段の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生による被害を最小限にとどめることができるよう、気象警報や避難情報を市民へ迅速かつ正確に伝達するため、登録制防災情報メールの普及を促進した。 ・携帯電話を持っていない市民等に対し、避難情報が自動的に配信されるプッシュ型の情報伝達手段となる防災ラジオの運用を開始したことから、広報紙や出前講座等のあらゆる機会を活用し、普及促進のために補助制度の周知強化を図った。 ・防災ラジオについては、補助対象者を拡大し、より一層普及促進できるよう制度の拡充を行った。 ・各部署が集約した情報や被災現場の画像など、状況把握に必要な情報の共有が不十分であり、被災情報の収集・集約をより迅速に行う必要がある。 <p>【②今後の取組方針:防災情報伝達体制の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の適切な避難行動につながるよう、様々な情報伝達手段によって災害情報を発信していくとともに、防災ラジオの普及促進を図る。 ・全庁的に「コントロール情報や被害情報などを共有できるクラウド型の「災害情報共有システム」を導入し、情報の一元化を図る。 	改善
防災知識の普及啓発	Ⅲ-9	危機への備え・対応力を高める	SDGs	防災・減災対策の強化	市民	防災に関する知識の普及啓発を図るため、冊子の配布や出前講座の実施	計画 どおり	8,922	H25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):出前講座などによる防災知識の普及啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「わが家の防災マニュアル」について、関係課と連携を図りながら、避難所・避難場所に加え、洪水や土砂災害、冠水被害等の災害危険箇所を防災マップに集約するなど東日本台風の経験を踏まえた大幅な見直しを行った。 ・出前講座の様々な機会をとらえて、防災に関する知識の普及啓発を行った。 ・警戒レベルを用いた避難情報の内容と、とるべき行動について、市民の理解が十分ではなかった。 ・市民に対して、「災害時の情報は自ら入手する」という意識を醸成し、逃げ遅れをなくするための取組が必要である。 <p>【②今後の取組方針:多様な機会を捉えた普及啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座の内容について、東日本台風の経験を踏まえた見直しを行うことにより、充実を図るとともに、「わが家の防災マニュアル」の全戸配布(新聞折り込み)や、県と連携し、警戒レベルを用いた避難情報リーフレットを自治会から全戸配布するなど、継続して市民の意識醸成を図る。 ・ホームページやICTをより活用した普及啓発を検討する。 	改善

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
感染症の発生・蔓延防止 対策(新型インフルエンザ 等対策含む)	Ⅲ-9	危機に対する体制・都 市基盤の強化	SDGs	・健康危機管理能力の向上 ・健康危機に関する 関係機関との連携 強化	感染症患者及びそ の接触者、感染症 に感受性のある市 民	・感染症に感染した可能性の ある者への健康診断勧告 ・病原体に汚染された恐れのある 場所の消毒 ・新型インフルエンザ等に対 する医療体制等の整備を図 るため、関係機関との連絡会 議を開催	計画 どおり	1,957	H11	<p>①【感染症のまん延防止、接種要領の作成開始】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症発生時には迅速に積極的疫学調査を行い、感染症のまん延防止対策を実施した。患者の濃厚接触者が他自治体に及ぶ場合も、自治体間で、連携・協力して感染症対策を行うことができた。 ・新型インフルエンザ等への対策として、市民等に対する住民接種を迅速に実施できる体制を整備するため、具体的な実施手順等について、地域でも行う住民接種についての実施計画の策定を進めることができた。 ・新型コロナウイルス感染症については、指定感染症として指定されたことから、相談センターや帰国者接触者外来を整備した。市内でも感染者が確認され、継続的な対応が必要な事態となったが、検査から入院調整までを適切に行うことができた。 <p>【②今後の取組方針：正確な情報把握と関係機関との連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腸管出血性大腸菌等の感染症による健康被害を最小限にとどめるため、引き続き、医療機関や関連自治体と連携しながら、正確な情報を把握し、迅速に対応することにより、まん延防止に努める。 ・新型インフルエンザ等による市民の健康被害等を最小にするため、市新型インフルエンザ等対策行動計画等に基づき、引き続き、栃木県や市医師会等の関係機関と連携を図りながら、医療体制の整備や必要な資材の提供を行う。 ・新型コロナウイルス感染症に関連する対応として、庁内関係各課、栃木県や市医師会等の外部の関係機関と連携を図るとともに、まん延防止に向け、分析及び必要な対策を実施していく。 		
感染症発生動向調査事業	Ⅲ-9	危機に対する体制・都 市基盤の強化	SDGs		市民、医療機関、 県、国	・感染症法に基づき、医師から 感染症の報告を受け、県及び 国へ報告する。 ・市内の感染症流行状況を 解析し、医師や市民に対し、 患者発生状況や予防策等の 情報をホームページ等を利用 して迅速に提供する。	計画 どおり	1,374	H11	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：感染症発生動向の把握及び周知】</p> <p>感染症発生動向調査を実施することにより、発生動向を迅速に把握することができ、有効な感染症の情報発信ができた。</p> <p>【②今後の取組方針：感染症発生動向の把握及び周知】</p> <p>感染症の発生動向調査を継続するほか、感染症発生時に、迅速かつ的確に対応できるよう、日頃から、届出基準の周知を行うなど医療機関との連携を密に図るとともに、ホームページを活用して感染症の発生状況のほか、予防法の紹介を行い、市民が自身の健康維持に役立てられるよう情報提供を行う。</p>		
感染症検査事務	Ⅲ-9	危機に対する体制・都 市基盤の強化	SDGs	感染症対策に係る 行政指導に必要な 検査データの提供	・感染症対策所管 課	・感染症のまん延防止に資す る検査の実施とデータ提供	計画どおり	9,922	H8	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：感染症検査の項目拡充及び精度の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栃木県に委託していた急性脳炎等のウイルス分離同定検査を確立し、検査項目を拡充するとともに、突発的に発生した新型コロナウイルス感染症等について、迅速かつ正確に検査を実施し、依頼課の感染症対策を円滑に支援することにより、市民への感染症のまん延防止が図られた。また、インフルエンザウイルス等の検査法の検討に取り組み、学会で発表するなど、調査研究を推進することにより、検査精度の向上が図られた。 <p>【②今後の取組方針：試験検査の充実及び職員資質の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策に係る行政指導に必要な検査データを円滑に提供できるよう、昨年度、策定した衛生環境試験所運営計画(令和2年度～6年度)に基づき、薬剤耐性菌等の検査について検査項目の拡充を図るとともに、専門的な知識や技術をもつ人材を育成し、新たな検査技術に対応しながら、新型コロナウイルス感染症など、突発的な感染症の発生にも迅速に対応できるよう取り組んでいく。 		

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
無電柱化の推進	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市基盤の強化		災害の防止や安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、電線類の地中化等による道路無電柱化を推進する。	市民、道路利用者	・無電柱化の整備 ・無電柱化推進計画の策定に向けた取組	計画どおり	19,596	R元		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):無電柱化整備及び無電柱化推進計画の策定に向けた調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道3号線(ユニオン通り)と市道20171号線(岡本駅東口周辺)の無電柱化が完了 ・都心環状線との連続性を踏まえ宇都宮日光線(一条)の無電柱化整備を実施 ・無電柱化対象路線の選定などの検討に必要な国県道を含めた無電柱化の整備状況や市が管理する緊急輸送道路における電柱の設置状況など基礎資料を取集した。 ・市民意識調査において、緊急輸送道路など防災上重要な道路の無電柱化を優先的に進めるべきとの意見が半数と高い結果であった。 <p>【②今後の取組方針:無電柱化推進計画の策定及び継続的な無電柱化整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、宇都宮日光線(一条)の無電柱化整備を推進する。 ・国、県計画との整合を図り、電線管理者等と調整するとともに、これまでの「景観観光」に加え「防災」や「安全」の観点を取り入れ、整備優先順位を踏まえた整備路線、低コスト手法の活用等を示した無電柱化推進計画を策定し、他事業と連携しながら無電柱化を計画的に推進していく。 	
道路排水施設整備事業	Ⅲ-9	総合的な治水・雨水対策の推進	SDGs 好循環P 戦略事業	道路冠水箇所の冠水軽減	市民、道路利用者	・道路排水施設の整備	計画どおり	70,587	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):被害軽減に向けた排水施設整備の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路冠水の軽減を図るため、道路冠水箇所等の一部において、地形や排水経路、既存排水施設などの現況調査を行うとともに、その結果に基づいた冠水の軽減対策を実施することができた。 <p>【②今後の取組方針:庁内関係課との連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、総合的な治水・雨水対策を推進するため、河川や下水道事業との連携を更に深め、効果的・効率的な冠水の軽減策に取り組みるとともに、道路冠水箇所の未調査箇所において、現況調査に基づく軽減対策検討のほか、透水性舗装や浸透施設整備による軽減対策を実施していく。 	
都市基盤河川整備事業	Ⅲ-9	総合的な治水・雨水対策の推進	SDGs 好循環P 戦略事業	奈坪川・御用川の いっ水被害の解消	・流域に居住する市民、地権者	河川改修の実施・用地取得	計画どおり	504,090	H3		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):いっ水被害解消に向けた河川改修等の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈坪川の東町地区において、河川拡幅に伴う奈坪川と競輪場通り交差点橋梁架け替え工事を発注するとともに、移転を伴う物件補償・河川用地の取得を推進した。 <p>【②今後の取組方針:いっ水被害解消に向けた計画的な整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈坪川において、いっ水被害の著しい東町地区などの被害解消に向け、下流部の競輪場通り橋梁工事や八坂神社参道橋工事を、道路交通の安全を確保しながら円滑に実施していく。 ・奈坪川・御用川整備については、総合治水・雨水対策の中長期的な取り組みとして、引き続き、台風や集中豪雨によるいっ水被害を早期に解消するため、財源について、国や県に対し積極的に要望するとともに、地域住民や地権者の理解を得ながら、河川整備を計画的に推進していく。 	
準用河川等整備事業	Ⅲ-9	総合的な治水・雨水対策の推進	SDGs 好循環P 戦略事業	準用河川・普通河川の いっ水被害の解消	・流域に居住する市民、地権者	河川改修の実施・用地取得	計画どおり	844,812	S47		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):いっ水被害の解消に向けた河川改修等の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業の進捗と連携を図りながら準用河川越戸川バイパス工事を推進したほか、準用河川新川江曾島調節池の整備、普通河川給分川の改修工事を実施するなど、いっ水被害の解消に向けた河川改修等を実施することができた。 <p>【②今後の取組方針:いっ水被害の解消に向けた計画的な整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、いっ水被害の解消を図るため、土地区画整理事業などと連携し、越戸川バイパス工事を推進していくほか、今年度末の新川江曾島調節池の暫定供用開始に向けた分水路の整備、給分川や山下川の改修工事などに取り組んでいく。 ・準用河川の整備については、総合治水・雨水対策の中長期的な取り組みとして、引き続き、台風や集中豪雨によるいっ水被害を早期に解消するため、国の補助金などの財源確保に努め、地域住民や地権者の理解を得ながら、河川整備を計画的に推進していく。 	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
急傾斜地対策費	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市基盤の強化	SDGs 好循環P 戦略事業	土砂災害の未然防止及び緊急時における迅速な避難	・市内全域の急傾斜地崩壊危険区域に居住する市民	・県施工の崩壊防止事業の促進 ・防災訓練等の実施	計画 どおり	8,860	S47		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:急傾斜地崩壊危険区域の防災性の強化 ・6月に「土砂災害・全国統一防災訓練」の一環で、中篠井自治会の住民参加(46名)による実践的な訓練を行い、急傾斜地崩壊危険区域住民の土砂災害に対する避難体制の強化と防災意識の向上が図られた。 ・急傾斜地の危険箇所について県や消防と連携し、「危険箇所合同点検」を行い、危険箇所を事前に把握した。 ・土砂災害の未然防止と市民の安全安心を確保するため、急傾斜地崩壊危険箇所の早期整備について、県に要望し事業推進に努めた。</p> <p>【②今後の取組方針】:関係機関と連携した防災対策の実施 ・今後も、「防ぐ・備える」取り組みとして、急傾斜地の危険箇所を事前に把握するための「危険箇所合同点検」や、防災意識の更なる高揚を図るための「土砂災害・全国統一防災訓練」の実施などにより、関係機関等と連携して実施していく。 ・豪雨等による急傾斜地の崩壊を防ぐため、工事が必要な危険箇所の早期の事業実施を引き続き、県に要望していく。</p>	
宅地耐震化推進事業	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市基盤の強化		大規模な盛土造成地の大地震時における安全性の確保	・市民(宅地所有者) ・公共施設の管理者	・大規模盛土造成地の変動予測調査の実施 ・住民への情報提供等 ・滑動崩落防止工事の実施	計画 どおり	6,292	H29		<p>【①昨年度の評価】:大規模盛土造成地マップの公表及び2次スクリーニング計画策定のための先行調査 ・過年度調査(1次スクリーニング調査)により確認された市内84箇所の大規模盛土造成地の位置を示した「大規模盛土造成地マップ」を公表した。 ・基礎資料や過年度調査(目視による現地踏査等)の結果から、84箇所の大規模盛土造成地の2次スクリーニング調査計画策定のための先行調査を行った。</p> <p>【②今後の取組方針】:2次スクリーニング計画策定のための先行調査 ・2次スクリーニング調査の実施優先度の高い箇所の盛土の性状把握を目的とした地質調査を実施し、2次スクリーニング調査を早期に実施する必要性がある箇所を選定するとともに、調査結果の周知方法なども国や県の動向を注視しながら検討する。</p>	
大規模建築物耐震改修等補助金	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市基盤の強化	SDGs	大規模建築物の耐震化促進	昭和56年5月31日以前の基準で建築された一定規模以上の不特定多数が利用する建築物(学校、病院及び旅館等の用途に限る)の所有者	・耐震改修等費用の一部補助	計画どおり	24,206	H28		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:補助制度の実施 ・令和元年度の耐震改修補助については、平成29年度から耐震改修を行っていた病院施設が完了し、目的を達成したことから、令和元年度末をもって制度を終了した。 ・平成28年度から、対象建築物(2件)の所有者に対し、耐震化の啓発活動を粘り強く実施してきたことで達成することができた。</p> <p>※今後、補助対象外となる耐震改修未実施の商業施設等については、所有者に対し、引き続き定期的な啓発を行い、改修を促していく。</p>	廃止・終了
ブロック塀等撤去費補助金	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市基盤の強化	SDGs	ブロック塀等の安全対策の促進	一般通行の用に供する道路等に面する一定の高さを超える塀の所有者等	・撤去、補強改修費用の一部補助	計画どおり	4,491	H30		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:補助制度の実施及び普及啓発 ・令和元年度は、児童数が多い小学校(6施設)のスクールゾーンを優先的に戸別訪問(約550戸)を行い、周知啓発したことにより、訪問を行ったスクールゾーンでは事前相談や交付申請件数の増加があった。また、広報紙への掲載や納税通知書に啓発用チラシを同封したことにより、相談や申請が増加し、普及啓発の一定の効果が得られた。</p> <p>【②今後の取組方針】:補助制度の周知強化・普及啓発の実施 ・スクールゾーンにおけるブロック塀等の実態把握を行うとともに、危険性のある塀の所有者に対し、直接啓発を行い改修を促していく。</p>	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
八幡山公園急傾斜地の整備	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市基盤の強化	SDGs	土砂災害から住民の生命と財産を保護するため、法面等の急傾斜地崩壊防止施設の整備	八幡山公園の急傾斜地	急傾斜地崩壊防止の整備	計画どおり	147,456	H30		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:八幡山公園急傾斜地整備の推進</p> <p>・令和元年度は、社会資本整備総合交付金(防災・安全)を活用し、八幡山公園東側斜面地2,994㎡の法面工事を実施した。</p> <p>【②今後の取組方針】:国庫補助金の確保</p> <p>・令和2年度以降も着実かつ早急に急傾斜地の整備を推進するため、県などの関係機関と協議調整を図りながら、確実な財源確保に取り組むとともに、引き続き、住民の生命と財産を保護するため、早期に事業完了を目指し進めていく。</p>	
消防車両等購入費	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実		消防力の充実強化	消防車両	消防車両の整備	計画どおり	389,840	S24		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:計画的な消防車両更新による機能の高度化</p> <p>・消防車12台(常備車両6台、非常備車両6台)の更新を実施したことで、消防車両の機能確保と高度化を図った。</p> <p>【②今後の取組方針】:継続的な消防車両の整備</p> <p>・確実な消防・救急活動の実施及び一層の機能向上を図るため、国の補助金確保に向けた要望活動など積極的に実施しながら、今後も継続して計画的な車両更新を推進する。</p>	
防火水槽建設事業	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実		大震災における消防水利の確保	消防水利	防火水槽の建設	計画どおり	8,195	S25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:計画的な防火水槽の建設</p> <p>・防火水槽1基を建設し、消防水利の機能確保を図った。</p> <p>【②今後の取組方針】:継続的な防火水槽の建設</p> <p>・今後も継続的に耐震性防火水槽を整備し、大震災に発生予想される同時多発火災に対応することと併せ、水道施設等の破損による飲料水の供給途絶を防止、被害の軽減を図れるよう継続的に整備する。</p>	
水防訓練事業	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実	SDGs	災害活動における関係機関との連携強化及び作業能力、技術の向上	消防職員、消防団員、関係機関(国、県、市町)	水防訓練の実施	計画どおり	2,570	S35		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:関係機関との連携による水防活動体制の充実・強化</p> <p>・消防職員・消防団員及び栃木県消防防災航空隊の連携により、実災害時に起こりうる状況を想定した訓練を実施し、水防活動体制の充実・強化が図れた。</p> <p>【②今後の取組方針】:計画的な訓練の実施</p> <p>・近年、気候変動による局地的豪雨に伴う自然災害が発生している。甚大な被害をもたらす水害に対し、常備消防保有資器材はもちろんのこと、消防団及び関係機関と連携を図りながら、より安全・確実・迅速な活動を計画し、さらには市民の水防に対する理解及び防災意識の高揚を図っていく。</p>	
消防力の整備検討	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実	SDGs	効果的・効率的な消防施設整備の検討	消防施設	消防施設整備の検討	計画どおり	0	H27		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:消防施設整備の検討</p> <p>・平成30年度に策定した「宇都宮市消防施設整備方針」の考え方を基本として、「(仮称)消防施設整備計画」策定に向けた消防施設整備の検討を行った。</p> <p>【②今後の取組方針】:「(仮称)消防施設整備計画」策定に係る検討</p> <p>・引き続き、施設整備を具体的に進めるための「(仮称)消防施設整備計画」策定に向けた検討を行う。</p>	
消防団各分団運営交付金	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実	SDGs	消防団員の確保	消防団(定員2,150名)	消防団の各分団での会議運営・訓練等の助成	計画どおり	10,810	S51		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:円滑な消防分団活動の支援の実施</p> <p>・それぞれの地域に根ざし、新たな消防団員の確保や育成における主体的な役割を担う各消防分団の運営に要する経費について補助を行い、各消防分団の円滑な活動を促進するための支援を行った。</p> <p>【②今後の取組方針】:継続した消防分団活動の支援</p> <p>・本市消防防災体制の充実・強化のためには、地域防災の要である各消防分団の活性化が不可欠であることから、今後もその活動に必要な経費等への支援を継続していく。</p>	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
消防団互助会補助金	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実	SDGs	消防団員の確保	消防団 (定員2,150名)	全団員が加入する消防団互助会への支援	計画どおり	1,980	S30		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:宇都宮市消防団互助会の円滑な運営の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団員の活動環境を向上させることを目的として設置されている互助会に対し補助を行い、消防団員の研修及び福利厚生事業など円滑な事業運営を促進するための支援を行った。 <p>【②今後の取組方針】:継続した宇都宮市消防団互助会への支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団員の確保・充実においては、活動環境の向上が必要であることから、引き続き、円滑な互助会運営を促進するため、事業への支援を継続していく。 	
消防施設整備事業	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実	SDGs	消防団施設・車両・ 資器材の整備	消防団施設	消防団詰所新築更新による 消防防災体制の充実強化	計画どおり	87,969	S24		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:消防団詰所更新整備事業による未耐震詰所の耐震化の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来に向けた防災力の維持・向上のため、未耐震詰所の耐震化について計画的かつ滞りなく行うことができた。また、消防団詰所の低廉化について検討し、従来の2階建ての建築手法から詰所と車庫を分離し、建築する手法に変更し、建築費の低廉化を図ることが出来た。 <p>【②今後の取組方針】:消防団詰所更新整備事業による着実な未耐震詰所の耐震化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団は地域防災の中核であり、その活動拠点となる消防団詰所は地域の重要な防災拠点施設であるため、引き続き計画的に未耐震詰所の耐震化を促進させる。 	
火災予防事業	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実	SDGs	・火災予防の普及 啓発 ・防火意識の高揚	・市民 ・幼年消防クラブ員 ・少年消防クラブ員 ・婦人防火クラブ員	・防火作品の募集 ・幼年消防防火のつどいの開催	計画 どおり	2,588	S24		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:対象者のニーズを捉えた事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度も防火作品の募集期間を対象者のニーズに合わせたことにより、応募作品数が増加した。また、幼年消防防火のつどいの開催日を園行事との重複を避けるため、前年度から各園指導者に周知することで参加園を確保し、事業の目的を一定程度達することができた。 <p>【②今後の取組方針】:より効果的な火災予防事業と実施手法の調査・研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、失火などの人的要因による火災を防ぐためには、日頃から市民一人ひとりが、防火・防災に関心を持ち適切な対処法を身に付けておくことが重要であることから、引き続き、効果的な火災予防事業となるよう調査・研究しながら推進していく。 	
婦人防火クラブ助成金	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実	SDGs	婦人防火クラブ活動の活性化	婦人防火クラブ員	・消火競技会の開催 ・消防学校一日入校の開催 ・防火広報の実施	計画どおり	1,350	S55		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:各種研修による婦人防火クラブ活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度も各種研修を行うことで防火意識の高揚を図るとともに、各地区クラブが行う事業や課題等の意見交換ができる機会を設け、クラブ間の連携を密にすることにより連合会の結束を強化し事業の目的を達成することができた。 <p>【②今後の取組方針】:継続した婦人防火クラブ活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物火災における住宅火災の占める割合が依然として高いことから、家庭での火災予防の知識の習得、地域全体の防火意識の高揚などを目的に活動を行っている婦人防火クラブに対し活動費を助成するなど、より効果的な活動となるよう、引き続き支援していく。 	
普及啓発事業	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実	SDGs	災害時における地域 防災力の強化	・市民 ・自主防災会 ・企業及び事業所	・リーダー研修会の開催 ・事業所・各地区自主防災会 等訓練の開催支援 ・自主防災連絡会議の開催	計画どおり	688	H4		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:防災リーダーの育成・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会を開催し、地域の防災活動の中心的な役割を担う防災リーダーを育成するとともに、地域や企業、事業所等における防災リーダーの活動支援を行うことで地域の防災力を強化し、事業の目的を達成することができた。 <p>【②今後の取組方針】:自主防災会等を対象とした研修会や訓練指導等の内容充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害等による被害を軽減するには、自分たちの地域と自らの命は、自分たちで守ること(自助・共助)が重要であり、地域防災力の充実強化に向けて防災活動の中心的役割を担うリーダーの育成・支援が必要であることから、自主防災会等を対象とした研修会や訓練指導等の内容を充実させ、引き続き、普及啓発事業を推進していく。 	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
自主防災会活動事業補助金	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実	SDGs	災害時における各地区自主防災会活動の支援	自主防災会	・各地区防災訓練の開催 ・各地区防災資機材の整備	計画どおり	3,120	H17		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):防災訓練等の指導・助言による自主防災組織活動の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災会等が開催する防災訓練に企画の段階から指導・助言を行い、内容の充実を図ったことにより、事業の目的を達成することができた。 <p>【②今後の取組方針:継続した自主防災会の活動支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害等による被害を軽減するには、自分たちの地域と自らの命は、自分たちで守ること(自助・共助)が重要であることから、各地区が令和元年台風19号の経験を活かし、より効果的な自主防災活動が行えるよう、活動費を助成するなど、引き続き支援していく。 	
宅地内雨水貯留・浸透施設設置の促進	Ⅲ-9	総合的な治水・雨水対策の推進	SDGs 戦略事業	市民との協働による、雨水の流出抑制と有効利用	市街化区域に住宅を所有または占有している者	雨水貯留施設等の設置に要した費用の2/3(限度額あり)を補助	計画どおり	1,902	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):補助制度の拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「総合治水・雨水対策基本方針」における雨水を「貯める」施策である先行事業に位置づけ、補助制度の拡充を検討した。 <p>【②今後の取組方針:補助制度の利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拡充した補助制度を運用開始し、新たな対象者へPR活動を行い、更なる設置促進を図るとともに、市民に対し「自らも浸水対策に取り組む」という意識の醸成を図っていく。 	拡大
公共下水道雨水整備計画の推進	Ⅲ-9	総合的な治水・雨水対策の推進	SDGs 戦略事業	雨水幹線等の整備	公共下水道雨水排水区(市街化区域)の市民	雨水幹線等の整備	計画より遅れ	44,435	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):浸水被害の軽減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域における浸水被害の解消を図るため、「公共下水道雨水整備改定計画後期計画」に基づき、雨水幹線の整備に取り組んだ。 <p>【②今後の取組方針:雨水幹線の着実な整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、市街化区域における浸水被害の解消を図るため、「公共下水道雨水整備改定計画後期計画」に基づき、雨水幹線の整備を実施していく。 	
食品衛生・感染症対策推進事業	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市基盤の強化 食品の安全性の向上 良好な生活環境の確保	SDGs	病原体を取扱う医療従事者に対する技術支援及び市民向け情報発信	・市民、事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・病原体を取扱う医療従事者向け検体取扱研修会の開催 ・市民向け夏休み親子教室、出前講座、科学体験教室の開催 ・ホームページに食品Q&Aを掲載 	計画どおり	43	H27		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):事業者の資質向上と市民の食品・感染症等の理解促進に係る取組の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療関係者や民間検査機関等に対し、検体の適正な取り扱いについて技術支援を行うことにより、資質向上が図られた。 ・市民向けに、夏休み親子教室や出前講座等を開催したほか、生涯学習課と連携し、地域の小学生を対象に科学体験教室を開催することにより、食中毒や感染症等に対する正しい知識の普及が図られた。 <p>【②今後の取組方針:研修指導及び情報提供の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者向け技術支援研修会及び市民向けの出前講座や科学体験教室等について、より分かりやすい情報を提供するとともに、事業者または市民のニーズに応じた内容を盛り込むなど、内容の充実を図りながら、引き続き、研修指導や情報発信に取り組んでいく。 	
橋りょう維持修繕事業	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市基盤の強化 道路ネットワークの充実	SDGs 好循環P	・地域道路網のより高い安全性・信頼性向上 ・円滑で機能的な道路ネットワークの構築	市民、道路利用者	・橋りょうの耐震化・維持修繕	計画どおり	220,631	H13		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):橋りょうの耐震化・長寿命化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震化の設計委託のほか、本市が管理する全1,272橋の1巡目の定期点検橋が完了し2巡目となる定期点検を開始するとともに、鬼怒橋の大規模修繕工事に着手するなど、着実に長寿命化等の推進を図ることができた。 <p>【②今後の取組方針:計画的な耐震化・維持修繕工事の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き、都市基盤の防災性を強化するため耐震化を図るとともに、維持修繕については定期点検を着実にを行い、その結果を反映させ、「宇都宮市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋りょうの延命化対策を確実に実施していく。 	
上水道施設の耐震化	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市基盤の強化 安定した上下水道事業の推進	SDGs 戦略事業	災害に強い水道施設を整備し、安定した水道水の供給を確保する。	水道利用者	基幹施設や基幹管路の耐震化	計画どおり	794,685	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):基幹施設や基幹管路の耐震化の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の交付金を活用し、松田新田浄水場沈殿池、導水管などの耐震化を実施することができた。 <p>【②今後の取組方針:耐震化の計画的な推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震災害時においても、水道水の供給を確保するため、引き続き、耐震化を計画的に進める。 	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
下水道施設の耐震化	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市基盤の強化 安定した上下水道事業の推進	SDGs 戦略事業	災害や事故に強い 下水道の整備	公共下水道区域の 市民	基幹施設や幹線管路の耐震化	計画 どおり	220,718	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 幹線管路の耐震化(耐震適合率の向上)】 ・国の交付金を活用し、計画的に耐震化を進めることができた。</p> <p>【②今後の取組方針: 下水道施設の効果的・効率的な耐震化の推進】 ・地震等災害時であっても、下水道の基本機能を確保するため、効率的・効果的に耐震化を推進していく。</p>	